



**BUSINESS
LAW FIRMS
2025**

NEW VISION

 中央經濟社



C O N T E N T S

- 6 **杜若経営法律事務所**
経営労務の伝統と実績にもとづき企業を守る信頼のパートナー
- 10 **TXL 法律事務所**
Always On Your Side
私たちは、お客様を含む全ての関係者の皆様に寄り添い、長期的に信頼頂ける事務所の確立を目指しています。
- 14 **のぞみ綜合法律事務所**
「専門性×総合力」で迅速かつ柔軟に対応
～当局や企業の現場の目線を踏まえた活きたリーガルサービスで、“Best for the Client”を目指す～
- 18 **弁護士法人レオユニテッド銀座法律事務所**
「CS×HR」法務
当事務所は、サイバーセキュリティ法務と人事労務法務をクロスオーバーさせたリーガルサポートを提供するブティック型ファーム
- 22 **AI-EI 法律事務所**
企業紛争・企業トラブル解決のブティックファーム
- 24 **OMM 法律事務所**
“Client First”
一技術に裏付けられた諦めない姿勢を基本理念に、真に“強い”と評価される弁護士が集まる法律事務所を目指して
- 26 **弁護士法人Global HR Strategy・GHRIS 法律事務所**
外国人雇用に関する法務・労務を中心業務とするビジネス・イミグレーション・ローファーム
- 28 **シティニューワ法律事務所**
豊富な実績と専門的知見にもとづきエネルギー法務の最前線をゆく
- 30 **スパークル法律事務所**
取締役や経営を巡る紛争解決や企業のコンプライアンス問題の克服のために全力を尽くします
- 32 **創・佐藤法律事務所**
私たちは、抽象的な法律論に満足するのではなく、企業の高い成長を支援し続けるプロフェッショナルファームです。
- 34 **弁護士法人樋口国際法律事務所**
国際案件を含めた幅広い対応力
信頼関係を重視した真のパートナー
- 36 **ひふみ綜合法律事務所**
企業の挑戦と有事の危機対応を厚くサポートするスペシャリスト集団
- 38 **フォーサイト綜合法律事務所**
ベンチャー・スタートアップの資金調達、IPO準備・審査対応から上場企業法務・M&A・ファイナンスまでをシームレスに対応
- 40 **弁護士法人PLAZA 綜合法律事務所**
「法務・会計プラザ」という土業の専門家集団を形成し、中小企業・個人にワンストップサービスを提供する
- 42 **ベンチャーラボ法律事務所**
大企業とベンチャーの架け橋に



C O N T E N T S

44 増田パートナーズ法律事務所

「尊敬し合える関係のもと、一つひとつの課題に向き合い、
新たな未来を創造する伴走者となる」

46 桃尾・松尾・難波法律事務所

M&Aに関する支援
—DD・契約交渉・PMIの支援からM&A紛争まで、
M&Aに関するサービスをワンストップで提供—

48 山下総合法律事務所

ジェネラリストとしての対応力と
各弁護士の「尖った強み」により先端分野にも果敢に挑む。
幅広い企業法務分野を組織的にサポート

50 ユアサハラ法律特許事務所

120年の歴史を有する国内有数の法律事務所
—企業法務・知財訴訟・国際案件を得意とするビジネス・ファームのパイオニア

52 弁護士法人イノベンティア・弁理士法人イノベンティア

知的財産権の専門家により知的財産法務の総合的なサポートを提供

53 尾城法律事務所

IT業界に精通した弁護士がDXをサポート

54 光和総合法律事務所

各分野に精通した弁護士による
迅速・的確・誠実なリーガルサービスの提供

55 弁護士法人GIT法律事務所

グローバル視点でインテグリティと信頼を培う

56 金誠同達法律事務所— 日本業務部門

ワンストップ式の全方的かつ優良なサービスを日系企業に提供

57 ソシアス総合法律事務所

ソシアス(仲間)のために全力を尽くす

58 弁護士法人淀屋橋・山上合同

プロフェッショナル×最先端の追求

59 リアークト法律事務所

強い法務組織の構築を支援し、
M&A・資金調達・事業承継等の
新たなステージに合わせて伴走する法律事務所

60 弁護士法人Y&P法律事務所

大手税理士法人、コンサル会社と連携したM&A、
株式関連業務、民事信託、相続・事業承継分野等の
総合型サービスを提供

63 アクアシス法律事務所

65 遠藤輝好法律事務所

62 書籍紹介

67 セミナー紹介

かきつばた
杜若経営法律事務所

経営労務の伝統と実績にもとづき
企業を守る信頼のパートナー

事務所の歴史と概要

—本日は向井蘭弁護士にお話を伺います。まず、杜若経営法律事務所の歴史的な経緯をお教えいただけますか。

当事務所は平成6年に前所長の狩野祐光弁護士（現・顧問）が設立して、今年で30年になります。狩野弁護士は昭和40年代から使用者側弁護士として仕事をされてきましたので、事務所の歴史としては50年以上ともいえます。

一貫して使用者側の労働事件を専門に扱っています。以前は労働組合対応を中心にしていましたが、昨今では、各会社の個別の労働問題であるハラスメントや残業代、問題社員対応、解雇など

を多く取り扱っています。

—弁護士数と年齢構成をお教えてください。

現在、中国人弁護士を含めて17名です。若い方が多く、20代、30代の弁護士が10名以上おります。使用者側の労働事件を扱うローファームに関心があるロースクール生や司法修習生も以前より増えている印象です。求人にも多数の応募がありますが、多くの方を採用できないため、毎年2名程度の採用となっています。

—クライアント企業の特徴は。

業種に偏りはなく、ほとんどの業種の企業がクライアントとしていらっしゃいます。当事務所は社会保険労務士の方々からご紹介いただくことも多いので、中小企業のお客様が必然的に多くいらっしゃいます。同じく法律の専門家である社労士の



左から 中村景子弁護士、佐藤浩樹弁護士、友永隆太弁護士、岸田鑑彦弁護士、岡正俊弁護士、釋英導弁護士、細井萌弁護士、今井優貴弁護士

方から推薦していただけるということはありがたいと思っております。

テーマ別業務内容①
団体交渉、未払い残業代問題等

—それでは、労働問題のテーマごとに、業務の内容、特徴を伺います。まず、団体交渉や労働組合対応についてお聞かせください。

団体交渉や労働組合対応は少しずつ件数が減っているところですが、当事務所の業務の柱の1つとして、労働組合からの申入れに対し、蓄えてきた知識と経験を活かして迅速かつ的確に対応する点を心がけております。団体交渉には弁護士が同席して対応しております。

—未払い残業問題についてはいかがでしょうか。

運送業を中心にまだまだ多く、さらに増加している印象です。運送業者がドライバーからもっと残業代があるはずだと訴えられる事例が、未払い残業代問題の半分以上を占めています。働いている方の意識の高まりも背景にあります。

未払い残業代問題においては、従業員からの請求内容を精査し、会社の支払い状況や従業員の主張との食い違いを確認します。その上で、労働時間、固定残業代の有効性、管理監督者性など、さまざまな論点を検討し、個々の事案に適した解決策を提案しています。

テーマ別業務内容②
ハラスメント対応

—セクハラ、パワハラなどのハラスメントについていかがでしょうか。

「ハラスメント」「問題社員」「メンタルヘルス」「解雇・退職勧奨」などは連動していて、これが業務の半分を占めております。問題社員といわれる従業員がメンタルヘルスを抱えていたり、セクハラされた人がメンタルヘルス不調になり会社を訴えてきたりすることがあります。この問題は奥が深く、本当にいろいろなパターンがあります。

—会社も対応に苦慮していますが、どのようなアドバイスをされていますか。

事務所全体としての取組みとして、「現実をきちんと見よう」ということに気を付けています。現実を見ないで、労使が互いに非難し合って紛争

主な取扱い分野

法律相談	
労働問題全般	就業規則に関するアドバイス
労基署対応に関するアドバイス	労働組合との団体交渉に関するアドバイス
個別労働紛争	
未払賃金(残業代)支払請求事件	解雇事件(能力不足、労働者の規律違反、整理解雇)
期間の定めのある従業員の雇止事件	安全配慮義務違反(労災)損害賠償請求事件(過労自殺等の精神疾患関連、業務中の事故)
損害賠償請求事件(各種ハラ・スメント)	賃金削減無効(就業規則不利益変更無効)事件
男女差別(昇格差別)事件	メンタル疾患関連訴訟事件
配転無効確認事件	
集団的労働紛争	
不当労働行為救済申立事件(不利益取扱い、団交拒否、支配介入)	特に昇格、賃金差別事件(組合間差別)
その他一般企業業務	
インターネット上の誹謗中傷対策対応(記事削除請求、損害賠償請求等)	

になるパターンが多くあります。例えば、メンタルヘルスの問題の場合、業務を本当に継続できるかどうかという争点のはずですが、働いてみてそれを判断することが行われていません。

当事務所からのアドバイスとして、休職期間中に試し勤務としてフルタイムで業務に就いていただき、それで結論を決めるということがあります。休職期間が明ける前に給料の面でお互いに合意して、限定的な業務ですけれども9時から18時のフルタイムで仕事に就き、その結果で判断するという、実は当たり前のことですが、そういったことをしないで紛争に至ることが多くあります。

テーマ別業務内容③
問題社員対応等

—問題社員への対応も難しいです。

問題社員対応でも、「この社員は問題だ」というけれど、それでは「何が問題か」という点が曖昧だったりします。ですから、記録として会社が日報を作るところから始めていただいて、仕事の進捗がどうなのか、実際にどの程度仕事をしないのか、



向井蘭弁護士(第一東京弁護士会)

できないのかといった現実を把握することに、当事務所としては重きを置いております。A4用紙1枚の日報を記入する作業なのですが、会社の担当者に煩雑である、衝突が起きそうという理由で敬遠されることもあります。ですが、大切なポイントです。

当事務所はタイムカードで所員の業務時間を管理し、有給休暇についてもクラウドのシステムで各人の取得日数を把握しておりますが、例えば、「あの職員は最近有休取得が多い」と感じたとしても、実際には月に平均1日も休んでいなかったりします。

——客観的な視点のほかに留意点はありますか。

問題社員については、仕事をやらなくても会社にいられる居心地のよさがあったり、注意しても聞き直られてしまったりします。管理職が強くないパターンもよくあります。けれども、「決められたこの件数はきちんとこなしてください。○日後が締め切りです」と伝えると、突然仕事を始めたりするものです。そうした、当たり前のことを従業員に伝えるところからアドバイスをしています。

法律問題は2つの「かんじょう」、つまりエモショナルな感情と金銭面の勘定が複雑に関わりますが、難しい人間の感情を分析して、あるときは感情を抑えてお互いに納得していただきながら、一方で現実を的確に見て判断することで業務を進めております。

——解雇、退職勧奨の点はいかがでしょう。

これも多くあります。業務上横領や業務中の刑事事件などは別として、勤怠不良や能力不足など

のケースでは、当事務所としては解雇ありきではなく、話し合いで終結できるように努めております。

テーマ別業務内容④ フリーランス問題等

——話題のフリーランスや、業務請負等の観点はいかがですか。

案件数はまだそれほど多くありませんが、敏感に気にされている企業や、フリーランスの方と多く契約しているエンターテインメントや出版などの業界の方からは質問が多く寄せられています。「こういう働き方の依頼はOKでしょうか」といった質問です。

製造業における偽装請負の問題などは依頼がずいぶん減ってきました。ギグワーカーの問題については、今は多くありませんが、これから増えていくかもしれません。

退職代行については、会社が初めて通知を受け取ると大きな騒ぎとなりますが、2回目、3回目となると、もう受け入れるしかないのかと淡々とした対応になるようです。従業員とは連絡が取りにくくなりますので、業務の引継ぎをするために従業員の連絡先を教えようとか、退職代行の業者と最低限のやりとりをするしかありません。

クライアントからは信頼の声が寄せられる

——ありがとうございます。クライアントからの評判、ご意見はいかがですか。

とにかく「スピードが速い」と言ってくることが多いです。本当にそこは重視していて、メールの返信や打ち合わせの日程調整をはじめ、スピーディな対応を心がけています。

それから、「親身になってもらった」というお褒めの言葉をいただくこともございますが、当事務所での弁護士採用の1つの基準として、人の話をきちんと聞くことができる感受性であったり、人の気持ちに寄り添える共感性を重視しています。先ほどもお話しさせていただいたように、労働問題では人間の感情が多分に絡みますので、お客様の気持ちに配慮できる人を採用できればと思っています。

そうしたことを念頭にしつつ、適性検査とこれ

まで採用した方のデータなどをもとに、性別や容姿、好き嫌いは一切関係のない、客観性を重視した採用を行っております。面接重視ではありません。また、中途採用の場合は、実技を行っていただくこともあります。

気になる事務所での「働き方」

——先ほどはタイムカードのお話がありましたが、当事務所での働くうえでの環境面はいかがでしょう。

現在の事務所へ移転する際に、オフィスにフリーアドレス制を導入しました。その結果、先輩にも後輩にも話しかけやすくなったのは良かったと思います。アソシエイトの弁護士は特定の弁護士とチームになるのではなく、いろいろな弁護士と組んで仕事をします。多くの先輩から教えてもらえることとなります。弁護士1年目、2年目では事務所に来て業務を身につけていただきますが、それ以降は在宅勤務も可能となります。

所員の労働時間についても工夫をしています。残業時間を計測して、60時間を超えるとシステムでアラートが出ます。そういう弁護士には一声かけて、新規案件を抑えるようにしています。

今年(2024年)から、東京ディズニーリゾートへの所員の1泊旅行というものも始めました。若い弁護士のモチベーションアップにつながってくればと思いますね。

——現在力を入れている点は何でしょうか。

情報発信に力を入れております。月1回ニュースレターを発行して、企業の人事労務のご担当者や社会保険労務士の方を中心に、現在、1万数千人の方へ発信しています。また、YouTubeで「かきつばたチャンネル」として動画配信を行っております。そして、多くの書籍・雑誌の執筆に携わっています。近年講演活動が活発となっております。事務所全体では、年間200回以上の講演を行っております。

それから、事務所主催のウェビナーも月に1回無料で開催しております。法改正を解説するウェビナーなどでは1,000人を超える受講者があります。

このように、人事労務のローファームでは情報発信では日本有数であると自負しております。司

法修習生がこの様子を見て「やってみたい」と入所を希望するケースもあります。若い弁護士にはほとんど情報発信してってもらいたいですね。

活躍の場はますます増える

——企業をめぐる現在の労働問題をどのように捉えているのでしょうか。

人手不足が深刻化している影響は非常に大きいと考えています。思うように採用ができず、以前であれば採用しなかった人を採用することで問題が起きている印象です。この2、3年で試用期間中の解雇の相談が急増しています。試用期間が終わり正社員となった従業員の解雇に関する相談もあります。

今後さらに労働力が減少していく中で、大企業でも中小企業でも、そうしたミスマッチによる問題はますます増えていくと思います。その状況の中で、労働問題専門の法律事務所が果たす役割は非常に大きいと感じています。

——今後どういったことを目指していきますか。

当事務所は物事を自由に発信する雰囲気があります。弁護士が外部に情報発信する際に事務所の許可をとる必要などはなく進めています。そこは特徴かもしれません。選挙で政治家からの発言で「解雇規制の緩和」が話題になりましたが、弁護士も、弁護士ならではの視点でもっと情報発信に力を入れて、政策や世の中に一石を投じる役割を果たすべきだと考えています。

当事務所もまだまだ足りていません。多くの企業の紛争解決に寄与するために、あるいは同業者や社会保険労務士の方などの専門家にも喜んでいただける事務所を目指して、情報発信に努めるとともに所員一同で業務を進めていきたいと思っています。

杜若経営法律事務所

弁護士数:17名(外国人弁護士1名含む、2024年11月現在)
代表パートナー弁護士:岡正俊(第一東京弁護士会)
〒101-0052
東京都千代田区神田小川町3丁目20番地
第2龍名館ビル8階
TEL:03-6275-0691
FAX:03-6275-0692
URL:https://www.labor-management.net

TXL 法律事務所

Always On Your Side

私たちは、お客様を含む全ての関係者の皆様に寄り添い、長期的に信頼頂ける事務所の確立を目指しています。

異なる大手事務所にルーツを持つ 2つの事務所が統合

TXL 法律事務所は、高井伸太郎弁護士 (51 期) を代表とする高井 & パートナース法律事務所と、大宮立弁護士 (56 期) を代表とするレックス法律事務所が経営統合し、2024 年 7 月にスタートした、主に企業法務を取り扱う法律事務所です。

当事務所の共同代表である高井伸太郎弁護士は、長島・大野・常松法律事務所で 17 年の研鑽を積み (うち 9 年はパートナーとして業務に従事し)、2016 年に高井 & パートナース法律事務所を設立しました。

同じく共同代表である大宮立弁護士は、森・濱田松本法律事務所で 9 年の研鑽を積み、その後 6 年間、企業法務を専門とする法律事務所共同パートナーを務めた後、2018 年にレックス法律事務所を設立しました。



TXL の名前の由来

当事務所は、単に 2 つの事務所が一緒になる「足し算」ではなく、それぞれの力を掛け合わせる「掛け算」で相乗効果を高め、より良いサービスを提供したいという気持ちを込めて、高井 & パートナース法律事務所頭文字である「T」と、レックス法律事務所頭文字である「L」を掛け合わせる (X) ことを示す「TXL」(ティーエックスエル) を事務所名としました。

統合により企業法務における 幅広い専門分野を網羅

経営統合前の両事務所は、共に企業法務を取り扱う点で共通していましたが、高井 & パートナース法律事務所は M&A やクロスボーダー取引を、レックス法律事務所は事業再生や複雑な訴訟・紛争解決を得意分野とするなど、それぞれが異なる強みを持っていました。

今回、TXL 法律事務所として経営を統合したことにより、大手法律事務所出身者、人事労務系ブティック法律事務所出身者、裁判官出身者、海外の法律事務所勤務経験者、インハウス弁護士経験者、弁護士過疎地域の公設法律事務所勤務経験者、弁理士登録している弁護士、預金保険機構勤務経験者、銀行勤務経験者など、多種多様なバックグ



ラウンドを有する弁護士が 1 つのチームとなり、知識及びノウハウの共有をし、法人設立から上場、更には事業再編や清算に至るまで、お客様のライフステージのあらゆる状況において、常に最良のリーガルサービスを提供することが可能となりました。

企業法務分野における幅広い実績

当事務所の業務の 8 割から 9 割は企業法務であり、企業法務分野においては、幅広い実績があります。

M&A の分野においては、取引金額が 1000 億円を超えるような大型案件や上場会社の TOB 案件のようなものから中小企業の事業承継案件まで幅広く対応しています。クロスボーダー取引にあたっては、海外企業との取引及びトラブルへの助言に加えて、海外への新規進出又は撤退など海外事業展開についても各国の法律事務所とのネットワークを生かして対応しています。

人事・労務の分野においては、各種規程の整備から日常的に生じる労務問題、個別労使紛争への

対応など、企業が直面するあらゆる人事労務問題に対応しています。

また、事業再生の分野においては、約 20 年前から、金融機関だけを相手方とする債務整理である「私的整理」における経験・実績を積み重ね、現在では、関東近郊のみならず、北は北海道から南は九州地方に至るまで、全国各地の中堅・中小企業の事業再生に取り組んでいます。

TXL が目指す事務所の在り方 —Always On Your Side

(1) お客様にとっての Always On Your Side

私たちは、新しい事務所設立にあたり、事務所が尊重すべき共通の価値観について議論を重ね、「Always On Your Side」を事務所にキーワードとすることを決めました。

このキーワードは、まず第一に、お客様の様々なライフステージにおいて、常に相談できる存在であることを意味します。創業者が起業をする局面、資金を調達する局面、成長し上場を目指す局面において。また万が一、紛争に巻き込まれ、又は、経営不振に陥った局面においてさえ、常に

お客様をサポートできるよう、あらゆる業務分野を網羅し、お客様を支え続けられる体制作りを心掛けています。

また、このキーワードは、お客様から見たときに、常に一定のパフォーマンスを維持し続けられる組織であることも意味します。弁護士の仕事は、職人の仕事に例えられることも多く、とすると、個人の力量に依存しがちな職種と言えます。しかし、技術・ノウハウの共有・伝承がなされず、個人の力量に頼り続けてしまうと、いずれ組織は衰退し、お客様に満足頂けるリーガルサービスを提供することが出来なくなる恐れがあります。私たちは、常にお客様のそばで一定のパフォーマンスを維持し続けられる存在になることを目指し、個人個人の技術・ノウハウの研鑽を続けるのみならず、その共有・伝承にも努めたいと考えています。

そのためには、組織における人材の配置・バランスについても、慎重な配慮が必要であると考えています。世代間のバランスを考えたときに、「頭でっかち」な組織では、技術・ノウハウの十分な共有・伝承はできません。他方において、ピラミッド型の構造も、教育が不十分となる恐れがあるの

みならず、常に事業規模を拡大し続けることが前提となっている点で、法律事務所として健全とは言えないと感じます。トラブルの解決が弁護士の重要な仕事の1つだとすれば、ピラミッド型で人員が増え続ける法律事務所と言うのは、トラブルが年々増加する世の中を前提としているように見えますが、そのような世の中は、我々が望む未来ではありません。

そう考えますと、お客様にとって Always On Your Side と言える事務所は、各世代に均等に弁護士が配置されている、円柱型の組織であると考えています。

(2) チームメンバーにとっての Always On Your Side

「Always On Your Side」のキーワードは、チームメンバーにとっても妥当します。

法律事務所でも最も重要な経営資源は、言うまでもなく「人財」です。

私たちは、事務所で働く全てのメンバーが、どのようなライフステージにおいても、働きやすいと思える環境の整備を目指しています。

全ての時間を自分のために費やすことができる人もいれば、家庭や家族のための時間が必要な人まで、私たちの1日のスケジュールは、それぞれのライフステージによって様々です。また、生活や趣味の場所も、お客様の拠点も、今やグローバルに広がっています。

私たちは、「時間」の面でも「空間」の面でも、それぞれのメンバーが最も効率よく能力を引き出せる環境を整備することを目指しています。

ペーパーレス化を進め、固定電話を廃止することにより、「オフィスに来なければ得られない情報」をなるべく減らすこと（これはエコにも繋がります）、お客様との会議にウェブ会議を積極的に導入すること（これにより利用頻度の低い会議用スペースを減らすことができます）など。いずれも新型コロナウイルスの感染拡大により、世の中に浸透してきた働き方ですが、私たちは新型コロナウイルスの感染拡大以前から、このような取組みを積極的に推進して来ました。

現在、当事務所は、旧高井&パートナーズ法律事務所があった「赤坂」と、旧レックス法律事務所があった「紀尾井坂」の2カ所にオフィスを

構えていますが、オフィスに行くことができない場合、例えば地方に在住していても、海外に在住していても、支障なく業務を遂行できる体制が構築できていると考えています。

このような取組みを進めることにより、全国各地、更には海外にいらっしゃるお客様に対しても、ストレスなくパフォーマンスを発揮することができるようになると思います。また、コストやリスクを増やすことなく、世界中にいる有能な「人財」にメンバーに加わってもらうこともできると信じています。

リーガルテックとの共生について

弁護士業界では、最近、リーガルテックが話題にのぼることが増えています。それほど遠くない将来、我々の仕事の一部は、AIによって代替されることでしょうか。法令検索、判例検索などの検索業務は、私たち人間が行うよりも早く、かつ正確に、AIが答えを出してくれるに違いありません。契約書作成作業においても、AIが能力を発揮できる場面は少なくないでしょう。

しかし、既にある答えを見つけ出すことだけが、我々の仕事ではありません。法令や判例にない、新しい論点について見解を求められることもあれば、明らかに法令や判例に反しているけれど、倫理やモラルのレベルで、社会に問題提起しなければならない局面も少なからず存在します。また、依頼を受けるお客様が血の通った人間である以上、お客様の苦悩に寄り添い、喜怒哀楽を共にすることも必要です。そして、それらの側面は、AIで簡単に代替することができない、公式に当てはめられない、きわめて「人間くさい」仕事だと言えます。

そもそも私たちが取り扱う「法」は、社会のルールですから、世の中に暮らす全ての人々がルールを理解し、自ら運用できる社会こそが、理想の社会と言えます。野球やサッカーの選手で、ゲームのルールを知らない人がいないのと同じように。

わざわざお金を払わなければ、自分が生きる世の中のルールを教えてもらえない社会というのは、「不完全」と言わざるを得ません。

ですから、リーガルテックの進化・発展は、「誰

もが自分に適用されるルールを理解できる環境」の整備に繋がるものとして、歓迎すべきです。

私たちは、積極的にリーガルテックとの共生を図り、AIの得意分野は積極的にAIに任せ、我々が得意とする「公式に当てはめられない」「人間くさい」仕事に、より注力していくべきと考えています。

そして、そんな仕事を行ってこそ、エキサイティングで達成感があり、お客様に心から満足して頂けることも実感しています。

TXL

TXL 法律事務所

弁護士数:13名(2024年11月末現在)
代表弁護士:高井伸太郎(第一東京弁護士会)、大宮 立(東京弁護士会)

(赤坂オフィス(主たる事務所))
〒107-0052
東京都港区赤坂
二丁目23番1号
アークヒルズフロントタワー
RoP 9階



(紀尾井坂オフィス)
〒102-0083
東京都千代田区麹町4-3-29
VORT紀尾井坂6階

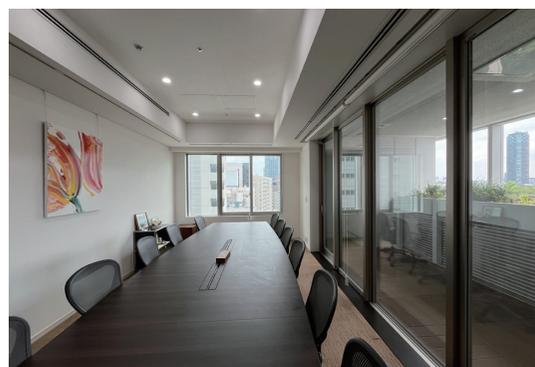


TEL:赤坂オフィス(主たる事務所)
03-4577-8686(代表)
紀尾井坂オフィス
03-6205-7315(代表)
URL:https://txl.jp

当事務所は、企業法務を中心とし、それぞれの取扱分野で豊富な経験を持つ弁護士で構成されており、お互いに協力し合いながら、お客様に対し最適な解決策を提案し、事務所全体として最高のパフォーマンスを発揮できるよう、日々研鑽しています。私たちは、人員の採用、教育を重視することはもちろん、各弁護士が担当している案件に関する日常的な意見交換、案件の処理内容やリサーチ結果を共有することなどを通じて、組織力を高め、組織としての持続性を確保することによって、私たちを信頼して下さるお客様に対し、長期にわたり安定的に最良のサービスを提供し続けることを目指しています。

お問い合わせ先

TEL:03-4577-8686(代表) 赤坂オフィス(主たる事務所)
TEL:03-6205-7315(代表) 紀尾井坂オフィス



のぞみ総合法律事務所

「専門性×総合力」で迅速かつ柔軟に対応
～当局や企業の現場の目線を踏まえた活きたリーガル
サービスで、“Best for the Client”を目指す～

のぞみ総合法律事務所の概要

のぞみ総合法律事務所は、1995年に設立された、50名^{※1}の弁護士が在籍する都内の法律事務所です。

当事務所は、「困っている企業、悩んでいる人々、当事務所を訪れるすべての依頼者が笑顔で帰ること」を常に目指しています。そのために、「高い専門性」、「迅速かつ柔軟な解決力」、「依頼者に寄り添う協調力」および「明るく前を向く推進力」を「のぞみの理念」として掲げ、依頼者に寄り添って緊密なコミュニケーションをとることで依頼者の状況をきめ細かく把握し、高い専門性を活かした迅速かつ柔軟な解決を提供すべく日々業務に取り組んでいます。2024年1月からは、これまで以上に良質なリーガルサービスを提供できるよう、事務所を麹町から永田町に拡大移転しました。

当事務所では、企業法務全般を取り扱っており、コーポレート・M&A、コンプライアンス・危機管理、独占禁止法・競争法、金融、名誉毀損対応、労働法、消費者法、行政事件、刑事弁護、エンターテインメント・スポーツ、スタートアップ支援、国際法務等、多岐にわたる業務分野について、専門性と総合力を掛け合わせたリーガルサービスを提供しております。

当事務所の強み

(1) 多様な経験を踏まえた専門力

当事務所の強みの1つは、官公庁への出向など、多様かつ特色ある経験を有する弁護士を多数擁していることです。当事務所には、元東京地検特捜部での執務経験を有する検察官出身弁護士をはじめ

め、日本銀行、金融庁、財務局、証券取引等監視委員会、公正取引委員会、消費者庁、個人情報保護委員会、地方公共団体等の最前線での実務経験を有する弁護士や、海外ローファームでの執務経験を有する弁護士、民間企業の法務部等への出向（パートタイム出向を含む）経験を有する弁護士などが多数在籍しています。当事務所では、そうした多様な経験を有する弁護士陣が、それぞれの経験に基づく視点を持ち寄って法的検討を行うことで、幅広い分野におけるハイレベルな対応を実現しており、各分野において、当局や企業の現場の目線も踏まえた活きたリーガルサービスを提供しています。

また、2018年3月には、米国ロサンゼルスオフィスを開設し、クロスボーダーM&Aやジョイントベンチャー案件等の対応体制を強化したほか、米国・アジア地域等の海外法律事務所との迅速かつスムーズな連携を実現しています。加えて、コーポレート、国際紛争解決、コンプライアンスと異なる専門性を有する複数の外国弁護士^{※2}が所属し、国際法務においても機動的かつ実践的なアドバイスを提供しています。

(2) 中堅規模ならではの柔軟かつスピーディーなチーム編成

当事務所は硬直的な部門制を敷いておらず、中堅規模ならではの弁護士間の「顔の見える」コミュニケーションのもと、案件ごとに最適なチームを柔軟かつスピーディーに編成し、複数の異なる専門性が交錯する案件についても、チームによる総合力で、ワンストップで迅速かつ柔軟に解決するよう努めています。また、多角的・有機的なリーガルサービスを提供するためには、特定の法分野のみならず特定の産業や業界についても専門性を



2024年、新たなスタートを切ったオフィスの受付スペースにて

有するべきと考え、時にはクライアントの皆様を含めた勉強会を開催するなど、クライアントの皆様と共に成長していけるよう日々研鑽に努めています。

(3) 多様な働き方と若手の育成

当事務所は多様性を重視しており、全弁護士のうち約4分の1が女性弁護士であるほか、子育てや介護と仕事を両立させながら働く弁護士も複数おり、男性弁護士が育休を取得した例もあるなどワーク・ライフ・バランスの実現に向けた多様な働き方を尊重しており、第二東京弁護士会のファミリー・フレンドリー・アワード2023を受賞しました。

また、当事務所は、若手弁護士の育成にも力を入れており、教育プログラムについて所内で積極的な議論をして検討・実践を重ねているほか、留学、企業や官公庁への出向についても、事務所全体で後押ししています。加えて、事務所経営にも若手のうちから参加し、若手の意見も採り入れながら、事務所のあり方を検討し、将来のパートナーを育成しています。

各分野における取り組み

(1) コーポレート・M&A

a. 当事務所のコーポレート関連法務

当事務所のクライアントは、上場企業から、中小企業、スタートアップまで多種多様であり、コーポレートの領域では、それぞれの企業の規模・業

種に合わせた実践的なリーガルサービスを提供しています。

また、インハウス（社内弁護士）や社外役員の経験を有する弁護士も多く在籍していることも当事務所の特色です。VUCA（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）と呼ばれる変化の激しい環境下での企業活動において、

現場の実務や目線に即した法的助言等を心がけています。

当事務所では、M&Aやジョイントベンチャーの案件も数多く取り扱っており、ミドルサイズ（10億円～50億円）を中心に、国内外を問わず、M&Aや事業再編のスキームの検討、デューデリジェンス、株式譲渡契約書等の契約書作成、企業結合規制への対応、外為法上の手続等の行政関連手続、PMIに関する業務等に対応しています。

b. スタートアップ対応

当事務所ではスタートアップ企業の支援にも力を入れています。スタートアップ法務においては、資金調達・エクイティファイナンス、M&AやIPO等のエグジット支援、海外進出支援などの「攻め」の法務から、社内体制構築、社内規程整備、株主総会、ストックオプションの発行等の機関業務、契約書作成、労務対応、新規ビジネスの法規制に関するリサーチ、規制当局との折衝などの予防的法務、さらには紛争・訴訟対応、危機管理といった「守り」の対応まで、幅広い分野の経験・見識が要求されます。

また、法務部門のないスタートアップの担当者にもできる限り分かりやすい言葉で法律をご説明し、単に法的リスクを伝えるだけではなく、「どうすれば案件を前に進めることができるか」という事業推進の観点で助言することを意識しています。

c. インハウスサポート

当事務所は、企業内法務部等への出向（フルタイム・パートタイムのいずれも）や、法務・コン

プライアンス業務のアウトソーシングへの対応も積極的に行っています。当該企業に深く入り込み、事業部や経営陣、ときには社外の関係先とやりとりをしながら、まずは一次的な分析・対応を行い、他部署との連携、経営陣へのエスカレート、社外専門家への確認の要否を検討するなど、まさにクライアント企業の一員として、それぞれのニーズに即したサービスを行っています。

(2)コンプライアンス

当事務所は、「平時の危機管理」と「有事の危機対応」の両輪で、クライアントのコンプライアンス推進を強くサポートしています。

a. 平時の危機管理

(a) 社内研修

当事務所では、社内研修を通じた役員・管理職・従業員それぞれのコンプライアンス・センスの醸成も重視しています。社内研修では、クライアントごとに、経営陣の意識や現場に即した事例・説明を採り入れたり、模擬記者会見を行ったりするなど、研修内容を作り込み、聴講者が「自分事として捉える」研修となるよう、様々な工夫をして取り組んでいます。

(b) 内部通報対応体制の整備

改正公益通報者保護法の施行により、内部通報受付・調査対応業務がますます重要性を増しています。こうした中、当事務所は、公益通報者保護法を所管する消費者庁と共同でセミナーを実施するなど、内部通報分野の開拓的存在として、様々な企業のホットライン・ヘルプライン等、内部通報の社外受付窓口を担当し、内部通報の受付・調査等を行っています。さらに、社内の通報対応業務について、コンプライアンス部門との定例会議を開催したり、業務の一部のアウトソーシングを

受けたりするなどして、具体的通報案件における調査方針や事実認定・是正措置等の対応を助言するなどの伴走型の支援も行っています。

そのほか、当事務所は、内部通報規程等の社内規程の作成、通報対応を行う担当者への研修など、様々な角度からのサポートを行っています。

b. 有事の危機対応

(a) 企業犯罪対応や不正調査

当事務所は、談合事件・贈収賄等の企業犯罪や特捜部事件の弁護から第三者・特別調査委員会を設置するような大規模な不正調査まで、各種の有事の危機対応において、多数の案件を扱っています。特に不正調査に関しては、公認会計士、海外弁護士、デジタル・フォレンジックベンダー等の専門家と連携する必要がある場合、これらの専門家とも連携して対応しており、より幅広いサポートをすることが可能です。

(b) 規制当局対応

有事の規制当局対応においても、行政当局出向経験者の有する専門力と総合力が必要不可欠です。当事務所では、複数の当局が関与し専門性が交錯する極めて難易度の高い分野でも、質の高いリーガルサービスを提供しています。例えば、金融事業者における独占禁止法対応では、金融庁と公正取引委員会それぞれの当局の規制実務に知見を有する弁護士でチームを組成して、当局目線を踏まえたアドバイスを提供しています。

(3)国際法務

当事務所は、日常的な英文契約書のレビューや外国企業の日本拠点のサポートから、大規模プロジェクトまで、国際法務に関する総合的サポートを行っています。当事務所の国際法務プラクティスは、2018年の米国ロサンゼルスオフィスの開設、2019年の東京オフィスへのスイス法資格を有する外国法事務弁護士の加入等により、クライアントの皆様により実践的なアドバイスをご提供できるよう体制の更なる拡充を行っています。

また、当事務所は世界各地に豊富なネットワークを有しており、また、東京オフィスには、米国、韓国および中国各国の外国法弁護士（いずれも外国法事務弁護士未登録）が所属しているため、現地の弁護士のアドバイスが必要な場合には、案件ごとに専門性、報酬等を考慮して、クライアント



自由な発想と熱い議論が交わされるミーティングブース

により最適な連携体制を組むことが出来ます。

国際法務に従事する若手の育成にも力を入れており、海外への留学や出向、弁護士の国際会議への出席も積極的に支援しています。

a. クロスボーダー×コーポレート・M&A

当事務所では、日本企業によるクロスボーダーM&Aおよび海外子会社における企業法務全般の支援を行っています。所属弁護士の海外留学・研修経験や現地事務所とのネットワークを駆使し、また、日本・現地間の法律や企業文化等の違いに留意しながら、法務DDの実施、M&A関連契約の作成・交渉、買収後のPMI支援等を行っています。特に、ロサンゼルスオフィスに有する米国での案件においては、顧問契約による「社外インハウス」として、買収後のPMIについても現地慣習や実務を踏まえたきめ細やかなサポートが可能です。

b. クロスボーダー×コンプライアンス

当事務所では、グローバル内部通報制度の構築、コンプライアンスポリシーの策定など、グローバルで事業を展開する日系企業の平時のグローバルガバナンス体制の構築を支援しています。加えて、日本企業の海外子会社での不正・不祥事調査、米国等の海外当局による調査・捜査対応等、グローバルレベルでの有事対応も行っています。特に中国については、この分野の経験豊富な中国弁護士（外国法事務弁護士未登録）が2024年12月に加入し、多様な経験に基づき、現地弁護士とのきめ細やかな連携も含めた対応が可能です。

c. クロスボーダー×紛争

当事務所では、国際調停や国際仲裁、日本の裁判所での外国企業との紛争および外国人従業員との紛争の代理、外国で訴えられた場合のサポートを行っています。特に、国際仲裁については、この分野の案件を多く取り扱い、仲裁人も務める外国法事務弁護士（原資格国：スイス連邦）が所属しています。

“Best for the Client”を目指して

当事務所は、今後も、「専門性×総合力」と中堅規模ならではの柔軟かつスピーディーな取組みのもと、“Best for the Client”を目指し、クライアントの皆様に寄り添い、共に成長しながら、歩みを進めていける存在でありたいと考えています。



のぞみ総合法律事務所

弁護士数:50名(2024年12月現在、外国法事務弁護士1名および出向により登録抹消中の弁護士を含む。)
代表弁護士:矢田次男(第一東京弁護士会)
〒102-0093
東京都千代田区平河町2丁目16番1号
平河町森タワー11階・12階(受付)
TEL:03-3265-3851
URL:https://www.nozomisogo.gr.jp/

のぞみ総合法律事務所は、東京都千代田区及び米国ロサンゼルスにオフィスをもつ、企業法務全般を取り扱う総合法律事務所です。「依頼者の『のぞみ』を叶える専門家集団」として、「高い専門性」「迅速かつ柔軟な解決力」「依頼者に寄り添う協調力」「明るく前を向く推進力」からなる「のぞみの理念」を胸に、質の高いリーガルサービスの提供を追求しています。

当事務所は、官公庁や企業での勤務経験など、多様かつ特色ある経験を有する弁護士を多数擁しており、当局や企業の現場の目線も踏まえた活きたリーガルサービスを提供しているほか、中規模事務所の強みを生かして、異なる複数の専門性が交錯する案件についても、各分野の専門力を有する弁護士が機動的かつ効率的にチームを組成し、ワンストップでの迅速かつ柔軟な解決に努めています。

弁護士の増加に伴い、2024年からは、事務所を麹町から永田町に拡大移転し、これまで以上に幅広い案件を扱い、良質なリーガルサービスを提供しています。

案件や法律相談のご依頼のほか、セミナー・社内研修の講師依頼や当事務所ニュースレターに関するお問い合わせも受け付けています。



皇居と最高裁を望む会議室フロア

弁護士法人レオユナイテッド銀座法律事務所

「CS×HR」法務 当事務所は、サイバーセキュリティ法務と 人事労務法務をクロスオーバーさせた リーガルサポートを提供するブティック型ファーム

「CS×HR」法務

当事務所では、従来、専門領域が異なるとされるサイバーセキュリティ法務、営業秘密管理、技術流出防止、個人情報管理、セキュリティ管理などの物理的側面をサポートする法務（「CS法務」）と、人的管理措置、人的脆弱性克服、人事労務法務といった人的側面に関する法務（「HR法務」）を不可分一体的に強化することに専門特化し、貴社に即した一体的なコンプライアンス体制の構築、運用を二人三脚で実現していくリーガルサービスに注力しております。

従来のリーガルサービスでは、サイバーセキュリティ確保に関する物理的措置やデータセキュリティやアクセス制限などといった物理的な管理措置と、体制や規程の整備、アセスメント、マニュアルや研修による現場の人間への落とし込み、従業員のSNS利用やテレワーク、兼業・副業の問題などといった人的管理措置や人事労務分野とは、それぞれ別領域の問題として、分断的なケアしかされてこなかったという問題がありました。

しかし、サイバーセキュリティの確保を行うのは「人」、その体制を構築するのは「人」、その規程等の対象となるのは「人」、その確保に向けたチェックを行うのも、サイクルを回すのも「人」です。他方、サイバーセキュリティのリスクをもたらすのも、営業秘密の侵害を行うのも「人」です。このように、サイバーセキュリティの確保と「人」は不可分です。

そこで、当事務所では、サイバーセキュリティ法務も「人」からのアプローチが不可欠である分野であると位置づけ、従来の専門領域や部署をまたぐ両専門分野を一体的に強化するためのリーガ

ルサービスを提供させていただいております。

とくに、HR法務に関しては、これまで、人事労務法務の比率が高かったものの、営業秘密管理や技術流出防止、各社における経済安全保障推進により高度の対応をすべく、単なる人事労務にとどまらず、人的管理措置の構築や人的脆弱性克服を中心に据えております。

当事務所では、旧来的な人事労務法務にとどま

「CS×HR」法務	
従来型のリーガルサービスでの問題点	「CS×HR」法務によるソリューション
人事労務法務の仕事とセキュリティ法務の仕事は別の分野である。	人事労務法務は当然のこと、サイバーセキュリティ法務も「人」からのアプローチが不可欠である。
人事労務法務は人事部から発注を受け、サイバーセキュリティ法務はセキュリティ部門から発注を受けるので、両分野をリンクさせづらい。	サイバーセキュリティ法務と人事労務法務はクロスオーバーする分野であり、分断すべきではない。
営業秘密管理・不正競争防止法違反事案は、知的財産権分野の領域であり、人事労務法務の仕事ではない。	営業秘密管理・不正競争防止法違反事案は、知的財産権分野であるとともに、人事労務分野の問題である。

「CS×HR」法務	
サイバーセキュリティ・営業秘密管理	内部統制システム・人事労務
物理的措置 ・施設管理、立入制限 ・接写やUSB接続の禁止 データセキュリティ ・ウイルス対策 ・サーバセキュリティ ・クラウドセキュリティ ・イントラセキュリティ ・ファイルセキュリティ ・ID、PW管理におけるセキュリティ アクセス制限 etc.	・方針、体制、規程 ・細則、マニュアル ・チェックリスト ・アセスメント ・研修・教育 ・誓約書 ・転職者への措置、競業避止 ・テレワーク ・SNS利用 ・副業、兼業 ・懲戒 ・採用 ・インセンティブプラン etc.

ることなく、クライアント企業様の保護対象となる情報のアクセス権管理を軸に、当該保護対象に関与する社員・委託先・出入業者の人的リスクを的確に把握・評価することで、人的脆弱性に対する強化対応を図っております。

採用時のスクリーニング、従業員の在籍中の管理、退職・転職時の管理という各段階において、対象となる一定の従業員の人的リスクに対する調査、リスク評価およびリスク対応をもHR法務の一環として行っております。

セキュリティ・クリアランス制度や 経済安全保障分野対応する専門事務所として

当事務所では、主にプライム上場企業様からのご依頼を受け、企業様の経済安全保障推進の並走型サポートを行っております。

また、企業様の経済安全保障推進の並走型サポートを行う一貫として、セキュリティ・クリアランスへの対応を最前線で取り扱っております。

セキュリティ・クリアランスに関する重要経済安保情報保護法令はまだ流動的であり、対象となりうる企業様においては、自社がセキュリティ・クリアランス制度の対象となるのか、重要経済安保情報保護法の対象となる情報をどう利用するか、セキュリティ・クリアランスへの対応をはじめとする法令、制度に対する適時かつ適切な対応をどのようにしていくか、セキュリティ・クリアランスに関する物理的措置・人的措置の不可分一体的な措置をどのように進めていくか、対応部署をどのように構成すべきか（経済安全保障対策の部を設けるか、システム部、総務部、人事部、法務部等の部署横断体制の構築が必要かなど）、対象となる秘密をどのように保護していくか、人的脆弱性に対する対応（人的管理措置）をどのように構築、運用していくか、体制、内規という「箱」を「人」に落とし込むための定期教育をどのように実施していくか、貴社特有の弱点に対する適時の対応をどのようにしていくかなど、対応すべき事項は枚挙に暇がありません。

言うまでもなく、これらの対応は単発的に短時間で対応できるものではありません。

そこで、当事務所では、クライアント企業様と協議のうえ、年次ごとに企業様が対応する計画を



代表弁護士 大木怜於奈

定めたいえ、さらに、当該計画をクォーターごとに落とし込み、企業様と当事務所側で役割分担をしながら、経済安全保障対策・推進を進めております。

**貴社に即した一体的な
コンプライアンス体制の構築、
運用を二人三脚で作上げることができます。**

サイバーセキュリティ確保をはじめとする自社のコンプライアンスの強化・向上にあたっては、会社・経営陣が立派な「箱」を作って（「構築」）おしまいでなく、各従業員の当たり前レベルに「自分ごと化」させて落とし込むこと（「運用」）が必要となります。

そのためには、まず、現場レベルのリスクを吸い上げる必要があります。この際、現場のサイバーセキュリティといういわば客観面だけではなく、現場レベルの各従業員の認識、業務フローといった主観面も合わせて把握することが必要となります。この段階においては、弁護士が現場レベルの調査には関与しないことが多いと思われそうですが、当事務所では、クライアント様からのご依頼に応じて、当該クライアント様のニーズに応じた現場リスクの把握もサポートさせていただいております。

そして、貴社における現場レベルのリスクを吸い上げた後は、「自社のリスクの内容及び程度に応じた」リスク管理措置（体制、方針、規程、マニュアル、対外的なフロー、内部浸透策（教育・研修・

誓約書など)、有事フローなど)を考えていくことになります。

ここでは、「自社のリスクの内容及び程度に応じた」ものであることが肝要です。すなわち、他社の流用のままでは無意味であるということです。この段階においても、各企業の企業理念や特徴、現状、企業風土などを理解し、それぞれの企業とともに並走しながら、自社のテラーメイドの体制を構築していく必要があります。

そして、立派な「箱」を作って(「構築」)おしまいではなく、各従業員の当たり前レベルに「自分ごと化」させて落とし込む(「運用」)ために必要なサイクルを回していく必要があります。そのうえで、定期的なリスクアセスメントを繰り返し、現在自社で回っているサイクルが間違った方向に向いていないか、そのサイクルが「自社のリスクの内容及び程度に応じた」最適なものに近づいているか走らせ続ける必要があります。

言い換えれば、PDCAは、一度サイクルを作ったら終わりではなく、そこから始まりであるということです。サイクルを回し続けて、生じた問題点をチェックし、修正し、再度サイクルを回し、走り続ける必要があります。これは、コンプライアンスのアップデートをし続けるということです。

当事務所は、様々な業種、業態、規模の企業様において、それぞれの企業とともに並走しながら、「自社のリスクの内容及び程度に応じた」リスク管理措置の構築と運用のリーガルサポートをさせていただきます。

ある業種の業界にとって当たりのことが別の



業界では全く当たり前ではないということがしばしばあります。当事務所では、クライアント企業が様々な業種にわたることから、クライアントの業種に縛られない柔軟なアイデアをご提供することも可能です。

営業秘密漏洩対策にまつわる 有事疑似体験サービスの展開

営業秘密管理・技術流出防止、人的管理措置・人的脆弱性克服の各分野において、定期教育が不可欠であるとされています。言い換えれば、保護を受けるには、それに見合う定期教育を実施し続けなければならないということです。

定期教育については、対象情報の取扱いなどの業務に必要な知識の習得及び意識の高揚を図るための教育を実施する必要があります。内容、時期、頻度、対象などをどう定めるかについては、外部専門家である弁護士を大いに活用すべきです。

さらには、定期教育を単なる机上の研修にとどめることなく、営業秘密管理・技術流出防止などの目的を達するために、他の対応策とのリンク、実効化を図る必要があります。

そして、定期教育にも、平時に「有事」に備えた体制を構築することの一環という意味があります。研修や定期教育とのリンク、実効化を図るためには、「百聞は一見に如かず」であり、有事を疑似体験する訓練の活用により、貴社の弱点を知ることが肝要です。

このような考えのもと、当事務所では、日本カウンタートインテリジェンス協会様とともに、「営業秘密漏洩対応訓練」を共同実施しております。

この「営業秘密漏洩対応訓練」では、営業秘密漏洩や技術流出という有事を実際に疑似体験することで、訓練結果のフィードバック・課題確認、改善策の提案、実行まで包括的な対応をさせていただきます。プライム上場企業様を含む複数企業様に対するご提供をさせていただきます。

紛争法務×予防法務(多数の紛争事件を取り扱うため、紛争から逆算した予防法務を提供することができます。)

当事務所では、経営権紛争、営業秘密に関する紛争、労働紛争など、多数の紛争事件を取り扱っ



ているため、紛争から逆算した有事に対応できる予防法務を提供することができます。とくに、当事務所は、営業秘密侵害に関わる紛争案件を常時複数取り扱っており、営業秘密管理・技術流出防止に関して、紛争から逆算した予防法務を実践しております。

サイバーセキュリティ法務分野や人事労務分野においては、リスクが現実化した場合に甚大な影響を及ぼすものであるため、紛争からの逆算が不可欠ですが、実際に紛争となった場合に想定される諸々の問題を具体的に想定し、その問題の芽をつぶすことが実践的な予防法務のために極めて有用です。

当事務所では、いざ紛争となってしまった際に、ワンストップで訴訟等に対応することができるというだけにとどまらず、多数の紛争事件の解決実績から、有事における問題を具体的に見据え、また、有事となった場合に使い勝手の良い予防法務を提供させていただきます。

不正調査事案等において、コンフリクトに反するリスクを抑えつつ、チーム制を取ることができ、小回りが利く強み

大規模な法律事務所では、コンフリクトに該当し、当該事件を扱うことができないという問題がしばしば起こります。

当事務所では、可能な限りコンフリクトのリスクを排除し、様々な事件で小回りを利かせられる強みを最大限活かし、設立年数や事務所規模に比して圧倒的なスピードで実績を積み上げることが

できました。

そして、当事務所は、事案ごとに提携弁護士とのチーム制を取ることより、マンパワーや機動力が必要な大規模な案件などにも迅速かつ適切に対応できる体制を確保しておりますが、可能な限りコンフリクトのリスクを排除し、様々な事件で小回りを利かせられる強みを失うことなく、小規模事務所の弱点を埋めることにも奏功しております。

当事務所は、デューデリジェンス(経済安全保障デューデリジェンスや人権保障デューデリジェンスも含まれます。)や不正調査事件対応のようにマンパワーや機動力が必要な案件も常時複数取り扱っております。当事務所では、マンパワーや機動力が必要な大規模な案件などにも迅速かつ適切に対応できるように、外部法律事務所・弁護士との提携を積極的に行っております。大規模な不正調査事件対応であれば、不正調査を専門に取り扱う提携弁護士とチーム制を取り、迅速かつ適切な対応をさせていただきます。



弁護士法人レオユニテッド銀座法律事務所
 弁護士数:2名(2024年11月末現在)
 代表弁護士:大木怜於奈(東京弁護士会)
 〒104-0061
 東京都中央区銀座8-9-17
 KDX銀座8丁目ビル11階
 TEL:03-6263-8177(代表)
 URL:https://leona-ohki-law.jp/

当事務所は、「CS×HR法務」(サイバーセキュリティ法務と人的リスク対応法務・人事労務法務をクロスオーバーさせたリーガルサポート)を重点的・専門的に提供し、「営業秘密管理法務(技術流出防止・営業秘密管理・競争禁止・引抜等)」、「サイバーセキュリティ法務」といったビジネスの前線で具体的な対応が不可欠な法分野について、多くの企業様に対して、専門性及び実効性の高いリーガルサポートを提供しております。

また、当事務所は、先端的でありつつ、事業者様の対応が急務かつ不可欠である「経済安全保障」分野、「セキュリティ・クリアランスに関する法務」の分野に非常に力を入れております。顧問先様・取引先様も、プライム上場企業からスタートアップ企業まで様々な規模、多様な業種にわたります。

AI-EI法律事務所

企業紛争・企業トラブル解決のブティックファーム

企業紛争・企業トラブル解決のブティックファーム

AI-EI法律事務所は、2019年に代表の森倫洋弁護士を中心とする大手法律事務所出身者らによって設立された、企業紛争・企業トラブル解決のブティックファームです。

当事務所は、国内外の企業紛争(B to B、B to Cの紛争)の解決(訴訟対応・ADR)に専門性を持つほか、不祥事対応・人事労務問題などを含めて企業が抱えるトラブルの対応に幅広い知見と経験を持ちます。

当事務所名であるAI-EI(アイエイ)は、人工知能(AI)のような効率性に加えて、人間の感情的な側面(EI)も重視して、業務に取り組むことと、依頼者を含む関係者との“相互協栄”(相栄)を目指すという創業の想いを表しています。

当事務所には、元裁判官であり大手事務所出身者でもある代表弁護士をはじめ、裁判官、行政官、法学者、日本の大手総合商社や金融機関の法務部、ベンチャー企業のバックオフィス部門、外資系企業のインハウスロイヤー等を経験した弁護士が在籍しており、裁判での見通しも踏まえつつ、企業のニーズに即した案件処理を行っております。

また、留学経験や海外の法律事務所での駐在経験のある弁護士、アメリカの法曹資格(NY州・CA州)やイギリス・シンガポールの仲裁人・調停人資格を保有している弁護士が多数おり、国際的な案件にも対応しています。

企業のニーズに応じた対応を心がけること

当事務所では、企業紛争・企業トラブルの解決に当たり、目先の問題や当事者の述べる主張の成

否・当否にとらわれることなく、まずは紛争の実態を考察し、クライアントの企業としての望ましい解決・出口戦略を探ることを心がけています。

すなわち、まずは関係資料を分析して、クライアントの客観的に置かれた状況を過去の経験も踏まえて考察しつつ、その状況下でのあり得る解決策を様々な法的構成を駆使して可能な限り複数提示し、クライアントとそのニーズを踏まえて協議し、最善の解決策を探るということを心がけています。

その上で、ゴールを見据えて、紛争・トラブル解決の道筋を選択した上で、紛争相手方等の主張への目先の反論にとらわれることなく、大きな枠組み・ストーリーの観点から、戦略的かつ計画的に主張・立証その他の対応を進めるということを心がけています。

また、ゴールに向かっていく過程の中では、必要に応じて関係証拠を緻密に精査し、関係法令や判例について徹底したリサーチを行うほか、事案に応じてマスコミ対応その他対外的レピュテーションの維持のための対応等についても助言・サポート等を行います。さらに、クライアントの意思決定の上で必要なサポート(例えば、社内の意思決定において必要なメモの作成や、外資系企業であれば外国語での説明や外国法との比較・相違点の解説等)も行っています。

最善のリーガルサービス提供のための環境整備

最善のリーガルサービスの提供のために、内部での検討・議論を徹底して行い、戦略・主張枠組みの構成・必要な主張や証拠の補充など、クライアントとも協議して入念な準備を行います。

そのために必要なリサーチツールやナレッジシ

アのためのインフラも整備され、書籍等も事務所規模に比して充実しています。また、OJTのほかにも、Off-JTとして、若手弁護士の研修、プラクティス向上に向けた勉強会をしているほか、語学研修のサポートなどもしています。

また、訴訟ともなれば数年、時に10年を超える期間を要することもあります。訴訟対応は長きにわたって質を保ったサービスを提供することが重要であり、そのためにも弁護士やスタッフが業務と家庭生活・社会生活を両立し、安心して働ける環境を整えることは不可欠だと考えています。

そのため、当事務所ではリモートワークが可能な在宅勤務の制度を導入しているほか、子育て世代の方に時短勤務など柔軟な勤務体系も可能とし、更にベビーシッターや家事代行サービス、タクシーを利用する場合の補助など、働きやすい環境整備に努めています。

社会の一員として

当事務所では、予備試験合格者・ロースクール生のインターンのほか、京都大学や一橋大学の法科大学院からの単位認定制エクスターンシップの受入れ、各大学での講演を実施しています。そのほか、当事務所に所属する弁護士の約半数が、大学での非常勤講師等の教職を経験しており、法教育を通じた「恩送り」にも力を入れております。

また、LGBTとアライのための法律家ネットワーク(LGBTQの方々をサポートする法律家の団体)、フリーランス・トラブル110番といった団体などでのプロボノ活動や、弁護士会での活動も推奨・応援しております。



(後列左から)面山 結、竹腰幸綱、伊藤隆大、中村圭佑、鹿野晃司、岸川 修
(前列左から)江上明子、松井博昭、森 倫洋、鯉淵 健、植木麻里

開設10周年を目指して

当事務所は、本年度で開設6周年を迎えますが、クライアントの皆様や案件に恵まれており、また、本年度も複数の弁護士が弊所に加入予定です。このように事務所としても成長を重ねていくことができたことにつき、感謝の念に堪えません。今後も、開設10周年を目指して益々の発展と貢献に努めたく、皆様に改めて感謝するとともに、今後も一層の努力をして参りたい所存です。今後とも、企業関係の紛争・トラブルでお困りのことがあれば、ぜひ、お気軽にご連絡いただければ幸いです。



AI-EI法律事務所

弁護士数:16名(2024年11月末現在)
代表弁護士:森 倫洋(第一東京弁護士会)
〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-3-2
内幸町東急ビル9階
TEL:03-6205-8444(代表)
URL:<https://www.aieilaw.co.jp/>

AI-EI法律事務所は、2019年に代表の森倫洋弁護士を中心とする大手法律事務所出身者らによって設立された、企業紛争・企業トラブル解決のためのブティックファームです。現在、裁判所、行政庁、研究機関、大手総合商社、金融機関、ベンチャー企業、外資系企業等での執務経験のある弁護士16名が所属しており、多種多様な経験を活かし、クライアントへのサービス提供に全力を尽くしています。

OMM 法律事務所

“Client First”
—技術に裏付けられた諦めない姿勢—を基本理念に、
真に“強い”と評価される弁護士が集まる
法律事務所を目指して

経営支配権争い等に強み

OMM 法律事務所は、裁判・係争(会社訴訟・非訟を中心とした企業活動に関わる案件)、経営支配権争いに関わる案件(内紛、同意なき買収、委任状争奪戦、社長解任等)、企業不祥事対応、会社法、金融商品取引法、民商法を中心とした企業活動に関する法律問題への対応を取扱い分野とする法律事務所です。中でも経営支配権争いに関わる案件については、新聞報道や判例誌に掲載されるような案件を複数取り扱っております。同一案件について、防衛側(経営陣)と攻め側(反社長派取締役や株主等)から依頼があり、後の依頼はお断りするということがよくあります。また、執筆時現在、防衛側案件と攻め側案件を複数同時並行で進めています。当事務所は「選ばれる事務所」になりつつあると自負しています。

クライアントは、上場企業や上場を目指すベンチャー企業、投資ファンド等、幅広い層から御依頼いただいています。依頼件数は、会社訴訟や経営支配権を巡る紛争等の難解な案件等を中心に、数多く寄せられています。顧問先も100社を超え(上場企業、ベンチャー企業、外資企業、投資ファンド)、ニューヨーク州弁護士の資格を有する弁護士の参画により、英語案件も増加しています。

血の通った企業法務

経営支配権に関する案件は、企業の命運、社長や役員、従業員の将来等、企業に関わる人たちの“人生そのもの”を左右する仕事です。複雑な人間関係を整理し、理解し、どうしたら彼らに納得してもらえるのか、心を砕きます。法律家としての

基礎的な知識と経験をフル活用し、机上論ではない“生の事実”から生じる利害対立や当事者の感情・思いを受け止めて事態を收拾する——“人間力、総合力”も厳しく問われる仕事です。いわば、“血の通った企業法務”に関わるわけです。そこに、やりがいと面白さを感じます。

弁護士という職業は、勝敗という目に見える形で結果が残酷なまでにハッキリします。当事務所には“勝ちへのこだわりが強い弁護士”、言い換えれば“諦めずに最後までやりきる弁護士”が集結しています。勝つために必要な、綿密に考え抜いた起案、それを可能にする判例・文献調査、証拠の収集・読込み——そうして組み立てた論理構成・見通し等を随時、所内で議論する、そんな“弁護士の基本”を大切にしています。この基本をもって、最後までやり抜いたことにより、クライアントの納得と信頼が得られたとき、言い表せない充実や達成感で満たされることを、私たちは知っています。

笑顔を忘れない風通しのよさ

当事務所の設立は2018年です。所属弁護士は51期2名、64期2名、65期1名、74期1名の6名。現在、“組織の土台づくり”をしていこうとしているところです。大規模事務所というよりは、「この分野において、最高のサービスが提供できる。」というある分野に特化した少数精鋭を目指しています。これから参画していただく弁護士の方にも、より良い



組織にしていくための意見を積極的に述べていただき、あなたにとっても私たちにとっても気持ちよく仕事ができる、“健全な緊張感のある、風通しがよい組織”を一緒につくっていきたいと思っています。

弁護士の業務は、利益衝突が先鋭化した厳しい局面に直面することも多いといえます。そうすると、いつの間にかしこめっ面になっていることがあります。当事務所では、「笑顔を忘れずに！」を合言葉に、所員一同、業務に邁進し、クライアントの皆様と接しています。

今後の展望／“一騎当千”の弁護士が集まる “強い”と評される法律事務所を目指して!

当事務所の基本理念は、「常に依頼者の最善の利益を実現する“Client First”—技術に裏付けられた諦めない姿勢」。

真に“強い”と評される法律事務所を目指しています。繰り返しになりますが、弁護士としての基本を忘れないこと、何よりも“決して諦めずに最後までやり抜く姿勢”を大事にしています。法律という武器を自在に駆使する、経営者のための“プロブレムソルバー(問題解決者)”として、紛争の解決にとどまらず、平時の戦略法務・予防法務に関しても、あらゆる事態を想定して助言を行っていきたく考えています。

そして、それを支えるのが、法律家・弁護士としての技術です。

1人ひとりが“一騎当千”で、プロフェッショナルリズムを発揮し、徹底したリサーチと法的思考でクライアントの問題解決に挑む気概が必要です。そうして“法のプロフェッション集団”として、他の事務所にはできない案件処理方針を構築し、クライアントに質の高いサービスを提供し続けていきたいと考えております。

将来的には、「経営支配権争いを巡る係争分野」といえば、OMM 法律事務所」と指名されるような知名度があり、実力派弁護士が多数所属している…そんなエキスパート集団にすることが目標です。



末筆になりますが、冬の季節を前にして、お寒い日が続いていますが、皆様におかれましては、お身体をお大事になさってお健やかに過ごしいただければと願っております。



OMM Law Office
Our works go down history

OMM 法律事務所

所属弁護士: 弁護士米盛泰輔、弁護士大塚あかり、弁護士榎木智浩、弁護士中田吉昭、弁護士市橋 卓及び弁護士桑田 航(6名)です。

問合せ先: 弁護士榎木智浩(第一東京弁護士会)
〒102-0093
東京都千代田区平河町二丁目2番1号
平河町共和ビル4F
URL: <http://www.omm-law.com>

OMM法律事務所は、「“Client First”—技術に裏付けられた諦めない姿勢」を基本理念に、会社法・金融商品取引法分野を中心として裁判・係争(会社訴訟・非訟を中心とした企業活動に関わる案件)を主な取扱い分野とする法律事務所です。特に、経営支配権争いに関わる案件について豊富な経験を有しているという特色があります。

お問い合わせ先
TEL: 03-3222-0330 (代表)
Mail: info@omm-law.com

弁護士法人Global HR Strategy・GHR法律事務所

外国人雇用に関する法務・労務を中心業務とする ビジネス・イミグレーション・ローファーム

外国人雇用と法的リスク

私たち弁護士法人Global HR Strategyは、企業法務としてはあまり馴染みのない外国人雇用に関する法務・労務を中心業務としております。

2023年10月時点において、労働施策総合推進法28条1項に基づく「外国人雇用状況の届出」の対象となる外国人労働者数は約204万人となりました。これは、2007年に届出が義務化されて以降、最高値となっています。

このように外国人雇用が増加し、職場での多様性が高まることは、組織の競争力を高めることにつながると思います。

他方で、外国人雇用は「出入国管理及び難民認定法」(入管法)や「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(技能実習法)という、企業法務ではあまり取り扱われてこなかった出入国管理関係法令のコンプライアンスが大きな課題となります。

そして、出入国管理関係法令に関するコンプライアンスは、入管法違反に基づく刑事処分と許認可の欠格事由、技能実習法に基づく行政処分等、事業活動の継続に大きな影響を生じさせる課題も多く存在します。

私たち、弁護士法人Global HR Strategyでは、従来、企業法務分野では重点的に取り扱われることが少なかった出入国管理関係法令に関するコンプライアンスを中心業務として、業務を通じて適正な外国人雇用の推進に貢献したいと考えています。

弁護士法人の成り立ち

弁護士法人Global HR Strategyは2020年12月

に設立された、新しい法人です。

弁護士法人Global HR Strategyおよび同法人が設置するGHR法律事務所に所属する弁護士は4名で、在外経験や外国にルーツのある弁護士が集まり、外国人雇用分野というこれまで企業法務では取り扱われることが少なかった分野において、従来の企業法務の高度な水準でのプロフェッショナル・サービスを提供することを目的に、2020年12月に弁護士法人を設立し、2021年6月に東京都港区赤坂に事務所を開設しました。

所属する弁護士はそれぞれ、外国人雇用に関する実務経験のみではなく、送出国であるベトナムやカンボジアへの長期赴任経験や、外国人雇用において登場頻度の高い公益法人について内閣府公益認定等委員会事務局にて審査業務に従事した経験、異なる文化への理解等、外国人雇用分野を理解するために必要な研鑽を積んできました。

また、大手法律事務所での執務経験がある弁護士が複数在籍することで、M&A等のコーポレート・トランザクションに付随する外国人雇用についてのデューデリジェンスの実施や、トランザクション実行時に付随する入管法上の手続を行う等、企業法務の実務感覚を前提として外国人雇用分野の法務・労務でのサービス提供が可能となっています。

取扱業務

弁護士法人Global HR Strategyは、「外国人雇用の全ての法定手続の専門家」であることを目標にしております。

そのため、外国人雇用の起点となる在留資格に関する在留諸申請についても、弁護士が受任し、出入国在留管理局への取次業務を行っています。



代表弁護士: 杉田昌平 (東京弁護士会)

また、労働施策総合推進法28条1項に基づく外国人雇用状況の届出や、帰国時の年金保険に関する脱退一時金の請求、同手続に関する源泉徴収税の還付等、外国人雇用特有の法的手続についても業務として対応しております。

外国人雇用に関連するものとして、その他に、外国人雇用に関する法人の設立(例: 事業協同組合の設立等)、外国人雇用に関する許認可の取得(例: 有料職業紹介業の許可、監理団体の許可、登録支援機関としての登録等)や、不法就労助長罪等の入管法違反事件と許認可の欠格事由に関する刑事手続対応、行政手続対応等、外国人雇用における使用者側の手続のみならず、外国人雇用を支援する事業者側の手続についても対応しております。

このような、在留諸申請や許認可の得失を弁護士法人自らワンストップで行うことで、在留諸申請や許認可に対して理解を深めることができると、外国人を雇用するクライアントや外国人雇用を支援するクライアントの皆様と実務感覚や現場感を共有して執務することが可能となっており、これが弊法人の強みであると考えております。

実績と展望

弁護士法人Global HR Strategyは設立して4年の大変若い法人ですが、上場企業を含む多くの法人について、継続的な業務を提供しており、日常的な外国人雇用に関する業務を提供しております。

また、在外子会社を含めた人の国際移動スキームの設計実行等の戦略レベルでの実務経験や、マスコミで報道される大規模事件における代理人や弁護人を務める等、有事の危機対応レベルでの経験も積んでおります。

新たな取り組みとしては、2023年から顧問先に無料で提供しているCompliance as a Service (CaaS) モデルのデジタルツール「外国人雇用の法務部クラウド」(外国人雇用関連の情報提供ポータルサイト)のコンテンツの拡充に加え、新たなCaaSモデルのデジタルツールとして、体系的な知識の取入れが可能なe-Learning「外国人雇用の学校クラウド」や、いつでも外国人雇用関連の質問に対して精度の高い回答を得られるAI搭載型のチャットボット「AI杉田くん」をリリースし、2024年11月から顧問先に提供しております。

私たちは、今後も外国人雇用分野に注力し、更なるデジタルツールの開発・提供を含む各種業務を通じて、法令遵守を第一に、働く人にも雇用する人にとっても望ましい就労場所を増やしたいと考えています。そして、その先にある、日本が多様性に満ちた社会になることに貢献したいと考えています。

Global HR Strategy

弁護士法人Global HR Strategy (東京弁護士会)

GHR法律事務所

弁護士数: 4名 (2024年11月末現在)

代表弁護士: 杉田昌平 (東京弁護士会)

〒107-6032

東京都港区赤坂1丁目12番32号

アーク森ビル32階

TEL: 03-6441-2996

URL: <https://www.ghrs.law/about>



在外経験を有する弁護士や外国にルーツのある弁護士が、外国人雇用分野というこれまで企業法務では取り扱われることが少なかった分野において、企業法務で求められる高度な水準でのプロフェッショナル・サービスを提供することを目的に、2020年12月に設立された弁護士法人であり、2021年6月に東京都港区赤坂に事務所を開設。2024年6月に現在の所在地であるアーク森ビルに移転。

お問い合わせ先

<https://www.ghrs.law/contact>

シティユーワ法律事務所

豊富な実績と専門的知見にもとづき エネルギー法務の最前線をゆく

——シティユーワ法律事務所の概要を伺います。

栗林：当所は企業法務全般にわたるリーガルサービスを提供していますが、特にエネルギー事業分野での実績が豊富です。再生可能エネルギー事業では、事業用地のデューデリジェンスから発電設備建設、資金調達、設備不具合に関する紛争対応まで一貫したサービスを展開しています。原子力事業では損害賠償訴訟や差止請求訴訟への対応、事業活動の助言を行っています。さらに、石油・天然ガス分野では、開発プロジェクトの組成や運営、リストラクチャリング、プロジェクトファイナンス等のアドバイスを提供しております。

本日ご紹介する電力・ガス事業分野においては、関連省庁への出向経験を有する弁護士が、専門知識を活かしたリーガルサポートを行っています。

豊富な経験を活かした良質なサービス

——それでは、島田先生に、省庁への出向のご経験を伺います。

島田：私は、シティユーワ法律事務所へ入所した後、2013年10月に経済産業省／資源エネルギー庁の電力・ガス改革推進室に出向しました。当時は60年ぶりの抜本的な電力システム改革が進められており、小売全面自由化および法的分離に向けた制度設計に課長補佐として携わりました。

2015年9月、新しい組織として経済産業省の下に電力取引監視等委員会(その後、電力・ガス取引監視等委員会に改組)が生まれ、その中の取引監視課に異動となり、自由化された市場にお



オフィス内の新しい休憩スペースにて

る小売取引の監視監督やルールメイクなどに関与しました。

——次に、山下先生の経験をお聞かせください。

山下：約2年7カ月の当所での勤務後、同じく電力・ガス取引監視等委員会に3年間出向し、電気・ガスの小売事業者の監視監督やルール改定など、多様な事業者への対応に取り組みました。個別の違反事件の調査のほか、2022年のウクライナ侵略による燃料費高騰の際は、消費者への影響を念頭に置いた対応に携わり、規制料金値上げの審査、省令・ガイドラインの改正にも関与しました。

経験を「強み」として

——電力・ガスの規制改革に関与された経験は、どのように活かされているのでしょうか。

島田：規制庁の考えを敷衍して「どのような意図で規制を策定・運用しているのか」「どこを見ているのか」といったことを正しく理解する必要があります。クライアントからのご相談に対して、当時の経験を踏まえ、「法律策定の背景を踏まえ



栗林康幸弁護士
大阪大学法学部卒業。92年弁護士登録(東京弁護士会)。96年ペンシルバニア大学卒業(LL.M.)。国内及び米国の法律事務所を経て03年シティユーワ法律事務所の設立に参画。



島田雄介弁護士
一橋大学法科大学院修了。10年弁護士登録(東京弁護士会)。13年～15年経済産業省／資源エネルギー庁に出向。15年～17年経済産業省／電力・ガス取引監視等委員会に出向。



山下惇也弁護士
一橋大学法学部卒業。18年弁護士登録(第一東京弁護士会)。19年～シティユーワ法律事務所。21年～24年経済産業省／電力・ガス取引監視等委員会に出向。

るとどのように解釈すべきか」「自分が担当官であればどう考えるか」といった観点からアドバイスを行うことにつながっています。

また、新たな市場の創出やルール変更など、引き続きシステム改革が継続しているため、常に最新の状況を正しく把握し、対処していくことが重要となります。その感覚をいま当所で最も持っている者が山下になります。

山下：電気事業法やガス事業法をはじめとして、業法による規制が敷かれている分野では、規制庁が広範な行政裁量を行使するため、法律の文言だけではなく実際の運用や相場観を踏まえた対応が求められます。現在は、規制庁において多種多様な事案に接してきた経験と、最新の規制動向に関する知識を踏まえ、小売関係を中心としてご相談へのアドバイスをしております。

島田：私も2017年に当所へ帰任した後は、電力広域的運営推進機関の「運営委員会」や「需給調整市場検討小委員会」の委員として政策議論に関わり、常に最新かつ専門的な知識に接して情報をアップデートするよう努めています。その経験をもとに、個別案件への対応だけでなく、行為規制や小売営業ガイドラインの研修、料金プラン戦略を踏まえたご相談への対応などを行っております。

幅広い分野への対応

——経験をもとに、他の分野へも発展しますか。

山下：出向先では、いわゆる消費者保護のための規制だけでなく、自由化された電気・ガスの小売市場における競争促進という観点からのルール整備や監視監督もっており、電力会社によるカルテル事案への対応もそのひとつでした。そうした

なかで独占禁止法など関連する法分野の最新動向に触れていた経験は、電気・ガスの業界以外にも活かすことができると思います。

島田：出向での実務経験から、特に小売事業分野に明るくなり、業務の中で景品表示法や特定商取引法の検討も多く行っていますので、別の業界の同様のご依頼にも幅広く対応できると思います。

栗林：今後ますます変化を続ける事業環境の中、問題を未然に防ぐ予防法務と、万が一問題が生じた際の迅速な対応が求められると考えています。昨今は、カルテルや情報漏えいの問題、燃料費高騰への対応など、多くの問題が生じていますが、そのような問題が生じないような予防法務から、起きてしまった後の対応も含め、今日2人がお話しした経験などを踏まえ、幅広い案件でサポートさせていただきたいと考えております。



シティユーワ法律事務所
弁護士数：192名(2025年1月現在、外国弁護士を含む)
〒100-0005
東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビル
TEL:03-6212-5500(代表) FAX:03-6212-5700
URL:http://www.city-yuwa.com

シティユーワ法律事務所は、所属弁護士の多様な専門性と豊富な経験を背景に、各種金融取引、M&A、不動産、企業再建・倒産処理、知的財産権、労働法、コンプライアンス、独占禁止法、通商法、訴訟・ADR、国際仲裁、再生可能エネルギー法務、ベンチャー支援法務、経済犯罪対応などに関する企業活動に必要な法的サービスをクライアントの皆様へ提供しています。国際法務にも注力しており、世界各国をリードする著名法律事務所と緊密なネットワークを構築してアウトバウンド・インバウンド双方向の業務を効率的に行っています。法律サービスを日本語・英語のみならず中国語・ドイツ語・韓国語でも、日本資格の弁護士によって直接提供しています。

スパークル法律事務所

取締役や経営を巡る紛争解決や 企業のコンプライアンス問題の克服のために 全力を尽くします

3周年を機に丸の内へオフィス移転 クライアントの皆様とともに成長中

スパークル法律事務所は、企業法務を主に扱う「次世代型」の法律事務所です。設立3周年を迎えた2024年4月、東京・丸の内にオフィスを拡大移転し、経験豊富な2名のパートナー弁護士が参画するなど、事務所は著しくかつ着実に成長を遂げています。

三谷革司弁護士は、国内法律事務所のパートナーとして、多数の上場企業や外資系グローバル企業のクライアントの案件に携わった後、スパークル法律事務所を設立しました。

「才能が『輝く(sparkle)』場を作りたいとの思いで事務所を設立しました。多くの企業と同様に、弁護士自らもテクノロジーを使いこなして作業を効率化し、クリエイティブに頭を働かせることが必要だと考えています。ビジネスの中心地である丸の内への移転や実績ある弁護士の加入により、大規模案件を含め、クライアントにより高品質なリーガルサービスを提供できる環境が更に整いました。」(三谷弁護士)

「クライアント・フレンドリー」の姿勢と BEST NEW LAW FIRM受賞

スパークル法律事務所では、問題の解決策をクライアントと共に考える「クライアント・フレンドリー」という姿勢を大切にしています。よく言われる「クライアント・ファースト」からより一歩先に進むという思いを込めた言葉です。

「私たちは、問題の解決策を共に考え、よりクライアントに近いところにスタンスをとりたくと考えています。クライアントの事業や社内カルチャー、背景の事情までしっかりと理解し、信頼

関係を構築することで、真のニーズに応えるという姿勢を大切にしています。」(三谷弁護士)

2023年12月には、ASIA BUSINESS LAW JOURNALが主催する「Japan Law Firm Awards 2023」において、「BEST NEW LAW FIRM」として選出されました。

「こちらの賞は、国内外のクライアントの皆様のご推薦によって選ばれる賞であり、日頃の姿勢を評価していただいたと光栄に思っております。」(三谷弁護士)

プライム上場企業からスタートアップ 多岐にわたる企業法務

スパークル法律事務所では、プライム上場企業からスタートアップまで、ステージの異なるクライアント企業からの幅広い企業法務にまつわる相談に対応しています。

「私自身の専門分野を聞かれると、ジェネラル・コーポレートやM&Aと答えることが多いですが、訴訟や競争法対応の案件も多く扱ってきました。弁護士が企業にとって頼れるリーガルアドバイザーであるためには、多くの法分野の業務に経験があり、横断的なアドバイスができることが必要であると考えています。」(三谷弁護士)

複雑・多様化する時代の ジェネラル・コーポレート

第一東京弁護士会の会社法研究部会での研究・執筆活動がきっかけで、小幡映未子弁護士は、スパークル法律事務所に参画しました。小幡弁護士は、金融・再生エネルギー法務等に強みを持ち、社外役員としても経験を有しています。

「一般企業法務では、企業が取り扱うビジネスが多種多様になるに伴い、関連する法律も多岐に



皇居・お濠も臨める東京・丸の内所在のオフィスを背景に

わたります。また、価値観が多様化する中、企業は、これまでとは異なる法的リスクを抱えることもあります。金融・再エネの分野が関連することもあり、これまでの知見・経験が一般企業法務を取り組むうえで役立っています。」(小幡弁護士)

多様な法務サービスの提供

スタートアップ法務・人事労務、M&Aに強みを持つ大城章顕弁護士が参画したことで、スパークル法律事務所の法務サービスは厚みを増しました。大城弁護士は、農業をはじめとした一次産業に関する法務などにも取り組んでいます。

「スタートアップ法務や一次産業に関する法務に関する書籍を出版したり、ブログで情報提供をしたりしながら、様々な企業・事業者に多種多様な法務サービスを提供しています。AIやロボット法務など、新しい分野にも積極的に取り組んでいます。」(大城弁護士)

「弁護士が提供する価値を最大化する」 「挑戦」のプラットフォーム

「弁護士が提供する価値を最大化する」という理念の下に集まったスパークル法律事務所のメンバー間では、新しいものへの「挑戦」の気風も共有されています。

弁護士事務所及び外資系金融機関の法務部での豊富な経験を有する齊藤真琴弁護士は、リスクマネジメント・サービスの一環としてバックオフィ

ス支援を行うコンサルティング会社であるファースト・コンパスを起業しており、「挑戦」の一つの例と言えます。

個別の弁護士業務においては、AI契約書レビューや、オンライン書籍サービスなどを導入するとともに、ライフスタイルに合わせたリモートワークも活用されています。事務所内会議での自動音声入力の活用や各種SNSでの発信等、テクノロジーを積極的に活用しようという「挑戦」も自然に起きています。

「リモートワークの環境も整えられており、在宅で業務を行うことも可能です。通勤の負担が減ることで業務や家事に割く時間を確保することができ、重宝しています。」(津城耕右弁護士)

「三谷弁護士の様々な情報発信や、昨年の本記事を見て2024年8月に入所しました。多岐にわたる企業法務を取り扱っていることやスパークル法律事務所の雰囲気を感じることができそうですので、是非各種発信をご覧ください。」(川島龍明弁護士)

丸の内から更なる飛躍

スパークル法律事務所は、1年前と比較して、丸の内に事務所を移転し、所属弁護士数も2倍になる等、飛躍を続けています。



SPARKLE LEGAL
TOKYO

スパークル法律事務所
弁護士数:6人(2024年11月末現在)
代表弁護士:三谷革司(第一東京弁護士会)
〒100-0005
東京都千代田区丸の内2-2-1 岸本ビル10階
TEL:03-6260-7155
URL:https://sparkle.legal/
Mail:info@sparkle.legal

各種SNSにて事務所情報発信中!

X :https://x.com/SPARKLE_LEGAL
Note :https://note.com/sparklelegal
Facebook :https://www.facebook.com/sparkle.legal

創・佐藤法律事務所

私たちは、抽象的な法律論に満足するのではなく、
企業の高い成長を支援し続ける
プロフェッショナルファームです。

当事務所のHistory

当事務所は2015年にパートナー弁護士の斎藤創によって設立、2019年に佐藤有紀が参画した際に創・佐藤法律事務所と改称されて以来、IT、サービス業、小売業など各種上場企業・中堅企業や所謂PEファンド(プライベートエクイティファンド)やVC(ベンチャーキャピタル)といったファンドをクライアントに、M&A、ベンチャー投資、新規事業支援、IPO支援、ジェネラル・コーポレート等幅広い業務に関する法的アドバイスを提供しております。当事務所は、様々な業界における多くのクライアントを支援し、ビジネス、金融、テクノロジーが交錯する複雑な法規制上の問題を解決してきました。

現在は、港区赤坂と千代田区丸の内に2つのオフィスを構えており、赤坂オフィスは主にフィンテックやブロックチェーン等を活用したプロダクトに対するリーガルアドバイスを中心とし、丸の内オフィスはM&Aやファイナンス、ファンド関連業務を中心として、それぞれサービスを展開しております。

当事務所のMission・Vision・Value

当事務所が目指すのは、クライアントの意思決定プロセスを最も熟知した法律事務所としてクライアントの目的に応じた最適なリーガルサービスを提供することです。そのため、丁寧に担当者からヒアリングを実施してクライアントの事業への理解を深め、案件に関わっていく姿勢を重視しています。パートナー弁護士の佐藤有紀は、「法的リスクを指摘した上でリスクを取れるかビジネス

ジャッジを徒らに求めたり、コストがかかる対案を示したりする程度ではアドバイザーとして不十分でしょう。例えば、M&A後の労働条件の設定ひとつをとっても、事業計画への理解がなければ、人的資源の不足など契約内容と事業計画の乖離に気づくことができません。事業計画への理解と協働が、クライアントの収益に貢献するアドバイザーとして不可欠と考えています。」と語ります。

当事務所のクライアントワークの傾向

中小企業庁が開始したM&A支援機関登録制度に登録するM&Aのアドバイザーファームが急激に増えており、彼らが案件を掘り起こすことによって、日本のM&A市場全体は依然として拡大傾向にあります。このような中、当事務所でもM&Aの当事者であるPEファンドや事業会社を代理することがさらに多くなっており、このようなクライアントは、直接当事務所にコンタクトし当事務所をリーガルアドバイザーとしてアサインしてくださることもあれば、所謂FA(Financial Advisor)やM&A仲介会社から当事務所をご紹介頂き、リーガルアドバイザーを務めさせていただくことも近年格段に増加しております。

当事務所は、M&Aを中心としたディールに多数関与させていただいておりますが、その大半がFAや会計事務所を中心とした他のプロフェッショナルの皆様とフォーメーションを組んでディールに取り組んでおります。また、このような、他のプロフェッショナルの皆様との間でできたネットワークを活用し、M&Aにあたっては当事務所から他のプロフェッショナルの皆様に対して案件をご紹介させていただくなど、他のプロフェッショナルの皆様と双方向でM&A業界を活性化のため

の取り組みをさせていただいております。

また、CVC(コーポレートベンチャーキャピタル)の組成に関する案件も引き続き増加しております。コーポレートガバナンスコード等によって上場株式への直接投資のハードルが高くなる中、本業とのシナジーを意識しながら資金を活用する手法として近年CVCの組成が活発化してきた印象が

あります。当事務所は、PEファンドやVCへの法的な助言を多数行う法律事務所として知名度を有することからこのような企業のニーズに対応するサービスとしてCVC組成プロジェクトチームを有しております。

近年の傾向への対応

近年、当事務所においては、生成AIに関連する事業を始めるスタートアップや生成AIに関連する新規事業を始める大手・中堅企業のクライアントが増えております。また、上場企業を中心としたクライアントによる、労働人口減少を見据えたHR(人材)、DX(デジタルトランスフォーメーション)領域の買収案件も扱っております。当事務所では、引き続き、所内での情報共有、勉強会の実施などを通じて、各事業領域の法規制を踏まえつつ適切かつ迅速なサービスを提供できるようノウハウの蓄積、共有に努めてまいります。

当事務所の世界的な評価

パートナー弁護士の斎藤創は、Chambers Asia Pacificにおいて日本のFinTech弁護士、Best Lawyers rankings 2025において日本における銀行法・金融法分野、金融機関規制法および



FinTech分野の弁護士として、パートナー弁護士の佐藤は、Best Lawyers rankings 2025において日本におけるCorporate and M&A Law分野の弁護士として、それぞれランクインしています。また、近年、Legal500において、FinTechおよびInvestment Funds領域でLeading Firmとして選出されています。弁護士の砂田は、「私はPEファンドの取締役でもあるが、ファンド関連業務に関する当事務所の弁護士のスキルは日本でも最高水準と考えている。」と語ります。

今年も志を同じくするプロフェッショナルが参画し、当事務所のサービスの質と幅はより一層強固なものとなっております。

創・佐藤法律事務所

弁護士数:12名、外国弁護士2名(2024年11月末現在)
代表弁護士:佐藤有紀(丸の内オフィス)(第一東京弁護士会)
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階937区
TEL:03-6275-6080
Mail:plc@innovationlaw.jp

当事務所は、渉外・大手法律事務所出身の弁護士が立ち上げたブティックファームです。ファンド・上場企業・中堅企業によるM&A、新規事業開発に関するリーガルサービスの提供、またベンチャー企業・スタートアップ支援を主として行っています。業によるM&A、新規事業開発に関するリーガルサービスの提供、またベンチャー企業・スタートアップ支援を主として行っています。

弁護士法人樋口国際法律事務所

国際案件を含めた幅広い対応力 信頼関係を重視した真のパートナー

気軽なコミュニケーションを通じた
「かかりつけ」弁護士として
紛争を予防し解決する

今、ご利用の弁護士には、本当の意味で遠慮や気兼ねなくご相談ができていますか？ せっかく顧問契約をして固定費を支払っているのに、気軽な相談をしにくいという話をよく耳にします。

顧問料は保険料ではなく、日常的なサービスへの対価です。弁護士は、早めに相談することで真価を発揮します。有事の際はもちろん、平時にも気軽なコミュニケーションを取ることで紛争を予防することができます。

当事務所は、クライアントの真のパートナーとして寄り添い、どんなときも、どんなことも、忖度なくご相談いただける存在でありたいと考えます。

経営者は孤独です。特に一人で判断しなければならない中小企業の経営者は尚更です。そんな皆様の信頼できる話し相手でありたいと思います。また、大企業にも「日常使い」しやすいとご好評をいただいております。案件に応じて大手事務所と併用いただくことも多くございます。

中小・ベンチャー企業の国際ビジネスを
支援し日本経済に活力を

当事務所のサービス分野は多岐にわたりますが、国際ビジネスのサポートをひとつの柱としています。英文による各契約の作成や交渉、外国企業とのM&Aや紛争対応、外国拠点の設立などにつき、ワンストップでサポートしています。ニューヨーク州の資格も有する代表弁護士は米国での勤務経験もあり、国際法曹団体での活動等も通じた独自の国際的なネットワークを築いております。対応

エリアは、北米に限らず、欧州、アジアの主要国に、信頼できるローカルパートナーがおり、案件に応じた協働が可能です。

特に注力しているのが中小・ベンチャー企業の支援です。国内需要が縮小傾向にある日本において、技術ある中小・ベンチャー企業が存続、発展していく鍵は海外展開にあるといえますが、大規模又は外資系の事務所はコスト的に敷居が高く、それ以外の事務所における国際案件への法的サポートは不足しています。当事務所には、国際ビジネスの経験も語学力も不安という方もよくご相談に来られますが、基本的な心構えから丁寧に説明させていただきます。

すでに実績がある企業はもちろん、これから国際ビジネスに挑戦しようという企業も親身にサポートし、リスクを最小限にとどめ、発展に寄与したいと考えています。

ビジネスのスピードとバランス感覚を重視し、
合理的で柔軟な費用体系を提供

専門家としてサービスを高品質に保つことは当然ですが、ビジネスクライアントの伴走者として、現場に沿ったスピード感とバランス感覚が極めて重要であると考えます。

依頼した弁護士の反応が遅いという不満をよく耳にしますが、ビジネスあつての弁護士業務ですから、弁護士がビジネスのスピードを阻害することはあってはなりません。

また、弁護士に相談しても、教科書的な回答しか得られず、結局は自分で判断しなければならないという声も多いです。それは、担当の弁護士が自分の責任で意見を述べられないことにも起因するかもしれませんが、弁護士は、単に法的意見を述べるだけでなく、ビジネスの実情に照らし、

クライアントに現実的な指針を与えるところまで踏み込むことで、存在意義が生まれると考えます。

そして、弁護士費用は高いとのイメージを持たれていますが、それは一律でのタイムチャージが理由であることが多いといえます。当事務所では、事案に応じて固定制や上限制を設けたり、複数の弁護士が同時にチャージすることによる高額化を抑制するなど、費用の合理化に努めています。柔軟な費用設計は、独立系事務所ならではのメリットといえます。

一般企業法務、紛争解決から国際案件まで
~求められるジェネラリストに~

(1) 幅広い対応分野

当事務所の対応分野は多岐にわたります。上記の国際案件はもちろん、コーポレート、M&A、各種取引契約、人事労務、知的財産、不動産、そして紛争解決まで、企業の運営や取引に伴って一般的に生じる一連の不安や悩みを解消いたします。

当事務所は少数精鋭のジェネラリストです。

弁護士業界、特に大規模事務所では分野の専門化が進んでいる中、当事務所は、各分野の全てにおいてそのような専門家と同等であると申し上げるつもりはありません。しかし、どのような案件でもワンストップで相談できる存在は引き続き求められていると感じています。特別な知識やノウハウが必要な案件については、責任をもって外部を含めた適切なチームを組んで対応いたします。

(2) 紛争解決の経験を踏まえた紛争予防

当事務所は、訴訟等の法的手続を含む紛争解決にも日常的に取り組んでおります。

弁護士の専門化に伴い、自身では裁判所には行かないという弁護士も増えていきます。M&A専門の弁護士はM&Aのみを業務とし、紛争となった場合は訴訟専門の弁護士が対応する、といった分業も進みつつあります。それは、高度な案件に対応するには適する場合がありますが、契約交渉をはじめとする紛争の予防にあたり、紛争を自ら経



樋口一磨弁護士(代表パートナー・写真中央)
99年慶應義塾大学法学部卒。03年弁護士登録。
07年米シガン大学LLM。08年ニューヨーク州弁護士登録。
22年公認不正検査士登録。メディアへのコメント・出演多数。

験しているかどうかは、とても重要な意味を持つと考えます。

医者と同様に、弁護士は、病气(紛争)になってからではなく、それを事前に予防する役割が重要です。紛争を防ぐには、法的手続へと進んだ場合を含めた将来のシミュレーションが重要となります。そこでは実際の紛争対応の経験が生きてきます。

当事務所では様々な状況に対応いたしますので、どのような案件でもお気軽にお問合せください。

弁護士法人樋口国際法律事務所

弁護士数: 弁護士5名、司法書士1名(2024年11月末日現在)
代表弁護士: 樋口一磨(東京弁護士会)
〒101-0063
東京都千代田区神田淡路町2-3-6
淡路町トーセイビル7階
TEL: 03-5207-3337
URL: <http://www.higuchi-law.jp>
Mail: info@higuchi-law.jp

国内: コーポレート/コンプライアンス/M&A/フランチャイズ/人事労務/知的財産/IT/各種契約(外資系企業との交渉を含む)/訴訟、調停等による紛争解決

国外: 外国企業との供給契約、販売代理店契約、ライセンス契約、フランチャイズ契約、合弁契約等/外国企業とのM&A/外国現地法人の設立支援/外国企業との紛争解決(米国、欧州、アジアの主要国に広く対応)

©所属弁護士による主な著書等(共著含む)

『中小企業海外展開支援 法務アドバイス』(経済法令研究会、2013)、『International Commercial Agency and Distribution Agreements』(Wolters Kluwer、2017)、『ポイントがわかる!国際ビジネス契約の基本・文例・交渉』(日本加除出版、2019)、『中小企業法務のすべて(第二版)』(商事法務、2023)、ほか多数。

代表の樋口弁護士はメディア出演も多数。

ひふみ総合法律事務所

企業の挑戦と有事の危機対応を厚くサポートする スペシャリスト集団

官公庁・企業・大手法律事務所等で 知見を積んだスペシャリスト集団

当事務所の弁護士は、官公庁やメーカー、金融機関等の企業への所属・出向、大手法律事務所での豊富な経験を通じて、それぞれの得意分野を磨いてきたスペシャリストです。各分野に関する十分な専門知識を有しているのはもちろんのこと、依頼者や相手方となる官公庁・企業のモノの考え方、内部の決裁の仕組みなどにも習熟しており、交渉や争訟をより迅速かつ的確に解決に導くことができますと自負しています。また、近時はこうした知見をより活用し、ルールメイキング分野にも注力しています。

法務機能のアウトソーシングサービスなど、 徹底したクライアントファースト

当事務所は、クライアントの利便性を重視し、業務の進め方においても、クライアントファーストの精神を貫いています。

スピード感が必要な案件では、当事務所の弁護士が社内会議に参加し、企画のブレインストーミング段階からアドバイスします。

また、突発的な重大案件(企業不祥事等)の発生、新たな法規制・新規事業への取組み、法務部員の退職・休職などで法務スタッフの需要が一時的に増した企業に対しては、当事務所メンバーが会社に訪問し、あるいはリモート環境にて、日常の法務業務(社内の法務相談、契約書作成・レビュー)に対応するなど、法務機能のアウトソーシングサービスを提供しています。当事務所は、国内外の大手企業に勤務した高橋可奈弁護士、兼子良太弁護士等、インハウスローヤー経験を有する弁護士も所属しており、企業における法務部が果たすべき

役割を熟知しています。

国際案件にもシームレスな支援を提供できるよう、英語、韓国語等の外国語にも対応しています。

訴訟弁護士としての豊富な経験に基づく 「紛争解決力」

当事務所の弁護士は、これまで様々なジャンルの訴訟・紛争案件を多数経験してきました。

例えば、小島冬樹弁護士は、大手法律事務所の中でも伝統的に紛争解決に強みを有する森・濱田松本法律事務所に長年在籍し、同事務所のパートナーとして訴訟プラクティスグループの中心を担った経験を有しています。また、川口綾子弁護士は、特許庁への出向を通じて特許および商標の審判に深く携わったほか、東京弁護士会紛争解決センター運営委員会の委員長として、紛争解決手続を主催する立場での経験も有しています。

昨今では、弁護士の専門分野の細分化が進み、法廷にはほとんど立たないという弁護士も珍しくない状況です。しかし、訴訟をはじめとする紛争解決分野は、証拠の収集・分析、的確な法律構成の構築、裁判所を説得するための表現力、尋問技術等においてマニュアル化が困難であり、特に経験がモノをいう分野です。当事務所の弁護士は、企業にとって最も危機的な局面の1つである訴訟・紛争の場面において、豊富な経験に基づいた技術を駆使して、クライアントとともに全力で戦い抜きます。

金融分野において 新サービスの設計から紛争解決、 反社会的勢力対応までワンストップで対応

当事務所の柱の1つは、金融分野です。番匠史人弁護士は、金融庁で金融機関や保険会社の検査

実務に携わった経験を、また、矢田悠弁護士は、証券取引等監視委員会での金融商品取引法関係の調査・検査と、銀行法関係の立法作業に携わった経験を有しています。これらの金融規制および実務に関する幅広い知識・経験に基づき、新サービスの導入につき、制度設計、当局折衝から検査対応に至るまで、当局目線を意識したアドバイスを提供しています。高橋弁護士は、森・濱田松本法律事務所のファイナ

ンス部門で経験を積み、米国への留学経験や外資系企業でのインハウスローヤーの経験も有しており、金融分野の複雑な契約やクロスボーダー取引にも対応が可能です。松原由佳弁護士は、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業の事業再生部門や出向先の銀行で経験を積み、経営再建局面での金融機関との交渉等も得意としています。

さらに、前述のように当事務所の弁護士は、長年にわたり様々なジャンルの訴訟・紛争案件を多数経験しており、サービスの設計や契約書の作成といった予防法務分野だけでなく、いざ取引先や顧客との間で紛争が生じた場合の対応についても、得意としています。反社会的勢力対応やAML/CFT 対応についても、チェック体制の構築等の制度設計の場面のみならず、具体的な顧客対応までワンストップで承っています。

危機管理業務における多数の実績

当事務所の弁護士は、多くの企業不祥事案で、調査委員会の委員や補助者を務めた実績を有しています。

例えば、矢田弁護士は、デジタル・フォレンジック等の調査手法、上場企業法制、金融規制、会計・監査実務等の周辺分野についても知見を有し、多くの上場会社、金融機関、大規模な非上場会社の調査委員会委員を務めています。また、堤大輔弁護士は、検察官として培った証拠分析や事実認定に関する経験、尋問技術、あるいは刑事分野の知見を、調査に活かしています。



当事務所では、危機管理業務に関して、事後の紛争対応までワンストップで対応することを強めています。近年頻発している性能偽装事案では、取引先との間で必ずといっていいほど民事賠償の問題が発生します。また、不正会計事案では、株主が、開示されていなかった企業不祥事によって下落した株価を損害として訴訟を起こす「証券訴訟」が増加しています。このように、不祥事発生が訴訟に直結する事例が多くなっていることから、企業不祥事について企業側に立ってアドバイスする際には、不祥事発生の当初から訴訟リスクを低減できるよう心掛けています。

ひふみ総合法律事務所

弁護士数:12名(2025年1月現在)
所属弁護士:番匠史人(第二東京弁護士会)、矢田 悠(第二東京弁護士会)、小島冬樹(第二東京弁護士会)、高橋可奈(第二東京弁護士会)、川口綾子(東京弁護士会)、松原由佳(東京弁護士会)、兼子良太(東京弁護士会)、堤 大輔(第二東京弁護士会)、神村泰輝(出向中・第二東京弁護士会)、金 竜貴(出向中・第一東京弁護士会)、篠田春樹(第一東京弁護士会)、生井佳代(第一東京弁護士会)
〒102-0083
東京都千代田区麹町4-5-21 VORT紀尾井町8階
URL:https://123-law.jp/

ひふみ総合法律事務所は、金融・危機管理・企業間争訟で実績を重ねた矢田悠弁護士と番匠史人弁護士が、2018年に設立した事務所です。2021年1月から、訴訟・紛争解決分野に実績のある小島冬樹弁護士がパートナーとして参画し、現在はパートナー3名、カウンセラーおよびアンソエイト9名の計12名の弁護士が在籍しています。

お問い合わせ先
TEL:03-6261-3170
Mail:info@123-law.jp

フォーサイト総合法律事務所

ベンチャー・スタートアップの資金調達、 IPO準備・審査対応から上場企業法務・M&A・ ファイナンスまでをシームレスに対応

ベンチャー・スタートアップ企業

当所は、ベンチャー・スタートアップを中心とした上場企業および上場準備企業を主たるクライアントとして、基本的に顧問弁護士という立場で(一部、社外役員として関与している会社もあります)、IPO(新規株式上場)、M&A、ファイナンス・資本提携等の案件を中心に手掛けています。

IPOは企業が飛躍的な成長を遂げるための有力な手段の1つです。当所では、蓄積された知見や経験等をふまえ、上場前の資金調達やストック・オプションの発行、上場審査で企業に求められるコンプライアンス体制(労務管理、知財管理、情報管理、広告管理、その他)およびコーポレート・ガバナンス体制の整備、監査法人や証券会社等の指摘事項の対応、上場審査そのものに対する対応等のリーガル・サポートを行っています。

その結果、当所開設以来、直近13年間で80社以上の顧問先及び社外役員関与先(以下「顧問先等」といいます)がIPOを果たされました。ここ数年、わが国の年間IPO件数は80社から90社程度の水準で推移していますが、当所の顧問先等は、毎年、一定数のIPOを達成しています。その他、現在、IPOを準備している顧問先等は数十社あります。クライアントは、証券会社、監査法人、信託銀行、印刷会社、IPOコンサルタントや土業の方等のIPO関係者から紹介されることが多いことから、IPO関係者からこれまでの実績が高く評価されているものと自負しています。

当所の顧問先は、IT、AI・IoT、ロボット、セキュリティ、VR/AR・エンターテインメント、バイオ・ヘルスケア、HR、不動産、外食、エネルギー、宇宙など多岐にわたります。ITを駆使してイノベー

ションを起こしたり、テクノロジーを開発したりする、Tech系企業も多く、AIの研究・開発をしている会社、企業で使用する様々なシステムをSaaS(Software as a Service)で提供している会社、遠隔診療や電子カルテ等を提供するヘルスケア関連の会社、創薬や再生医療を提供する会社からウェブサイトに対するサイバー攻撃を防御するサイバーセキュリティサービスを提供している会社もあります。

その多くは、ベンチャー・スタートアップ企業ですが、中には、一度、大半の株式をプライベート・エクイティ(PE)ファンドに売却し、その後IPOを目指す企業や創業数十年の老舗企業もあります。

当所では、上場申請を行う期(申請期)の2期前(直前前期)くらいからご依頼いただく顧問先が多いですが、ディープテック・スタートアップなどはシリーズA(ベンチャー・キャピタルから本格的に資金調達する最初のラウンド)やシリーズB(同じく2番目のラウンド)から顧問弁護士のご依頼をいただくこともあります。

上場企業

当所では、IPO後もそのまま顧問契約を継続するのが通常で、上場前後を問わずシームレスに対応しています。そのため、毎年、上場企業の顧問先等も増加していて、現在、60社以上の上場企業の顧問先等があります。成功している企業は例外なくIPOを果たしていることを実感しています。

上場後は、事業や人事労務や知的財産等に関する通常の相談のほか、ファイナンスや株式売出し、資本提携や業務提携、ディスクロージャーやインサイダー取引関連の相談に乗る機会も多く、株主



(後列左から)春山修平、板井貴志、美和 薫、深町周輔
(前列左から)大村 健、由木竜太(全てパートナー弁護士)

や株主総会の対応・対策等も行っています。

M&Aや出資

また、IPO後、オーガニックな成長に加え、さらなる飛躍のための成長戦略の一手として、M&Aが選択されることも多く、当所では、スキームの策定(株式譲渡、合併、会社分割、事業譲渡、株式交換・株式移転、第三者割当による新株発行)、スケジュール策定・管理、法務デュー・デリジェンス(労務DDや知財DDも含みます)、秘密保持契約(NDA)、基本合意書(MOU)、株式譲渡契約書や事業譲渡契約書といった契約書の作成等を通じて、適法・適正なM&Aのためのリーガル・サポートを行っています。

株式譲渡、事業譲渡、株式交換等マジョリティを獲得する案件だけでなく、第三者割当による新株発行を受けるマイノリティ出資案件も多く手掛けてきました。

その他、持株会社(ホールディングス)化や組織再編のための株式移転や会社分割等も手掛けています。M&A案件は、もともとM&Aコンサルティングファーム・M&A仲介会社や公認会計士からの紹介が多かったのですが、ここ数年は、IPOした顧問先からの依頼が急増しています。また、当所の評判をお聞きになった金融機関やメガベン

チャー、PEファンドからのご依頼も増加しています。こういったM&A案件は、ここ数年、大小合わせて毎年30件以上の案件を手掛けていて、年々増加しています。最近では、上場企業を対象会社とするM&Aに関わる機会も増えてきました。

他方、セルサイド案件も目立つようになってきました。IPOを目指す過程でM&A(売却)に切り替える経営者、事業を作っては売却す

るシリアルアントレプレナー(連続起業家)、一旦、発行済株式総数の過半数から3分の2程度を売却しつつ、その上でIPOを目指される経営者などいらっしゃると思います。

また、株式の譲渡先も事業会社だけではなくPEファンドを活用するケースも増加しています。

当所としましては、上場前も上場後いずれも十分な知見を有することによるシナジーを考え、IPO前も後もシームレスに対応していきたいと考えています。

フォーサイト総合法律事務所

弁護士数:19名(2024年11月末現在)
代表弁護士:大村 健(第二東京弁護士会)
〒100-0011
東京都千代田区内幸町1-2-2 日比谷ダイビル15階
TEL:03-6457-9481
URL:https://www.foresight-law.gr.jp/

当所は、弁護士19名(さらに、2025年4月に新規登録弁護士が2名入所予定)と司法書士1名が所属し、上場企業及び上場準備企業に関する企業法務を中心に手掛け、顧問先は、IT、AI・IoT、ロボット、セキュリティ、VR/AR・エンターテインメント、バイオ・ヘルスケア、HR、不動産、外食、エネルギー、宇宙等のベンチャー・スタートアップが多い。直近13年間で、80社以上の顧問先等がIPOを果たしている。上場企業の顧問先等も60社以上。そのほか、毎年30件以上のM&A案件を手掛ける。

お問い合わせ先
TEL:03-6457-9481

弁護士法人PLAZA総合法律事務所

「法務・会計プラザ」という土業の専門家集団を形成し、 中小企業・個人にワンストップサービスを提供する

真の問題解決の実践を理念に 依頼者の将来の利益につなげる

「安心と納得の質の高い法務サービスを提供する」をキーワードに、正しい問題解決を実践してお客さまの安定と発展に貢献するという「真の問題解決の実践」を基本理念に掲げています。「真の問題解決」とは何か。裁判は勝つか負けるかのどちらかです。1回の裁判で、いずれの結果に終わっても当事者である法人や個人の一生までが終わるわけではありません。勝つにしろ負けるにしろ、裁判後のことまでを深く考える必要があります。もちろん、勝って利益を得られることがベストです。最悪の結果は負けて損害を被ることです。しかし現実には、勝ったのに悪くなったり、負けても良くなったりすることが多々あります。私たちは、勝って悪くなるよりも、負けても良くなるほうに価値があると考えています。一時の負けを、その後の経営や人生にどれだけプラスにつなげられるか。ここに思いをはせて、依頼者の将来の姿を見出すことが、私たちの変わらない基本スタンスです。

依頼者のワンストップサービスのために 土業の専門家集団を形成して運営

基本理念の実現のために、法律事務所だけできることは限られています。「真の問題解決」をワンストップで実現するために、1993(平成5)年から「法務・会計プラザ」という土業が同じ場所でサービスを提供する場を築きあげてきました。弁護士・司法書士・公認会計士・社会保険労務士・不動産鑑定士・行政書士・中小企業診断士など、8つの独立した土業事務所がひとつの場所に集い、連携しています。30年近くにわたって、お客さ

まのさまざまなニーズに応える総合的なサービスを1カ所で提供できる体制を構築してきました。法務・会計プラザは、プロ集団として、お互い自己研鑽と結合・協力の思想により、40人近い国家資格者を含めた100人以上のスタッフ規模に成長してきました。

東京=札幌の2拠点体制で それぞれの強みを磨く

当事務所の特徴の1つとして、東京=札幌の2拠点体制ということがあります。札幌事務所は1981(昭和56)年に開業。弁護士太田勝久の個人事務所がそのはじまりです。地元・札幌では総合法律事務所として、歴史とブランド力があります。企業法務がメインですが、相続案件や離婚、交通事故といった個人案件も少なくありません。一方、東京事務所は2012(平成24)年に開設した新しい事務所です。企業法務に加え、事業承継・M&A、事業再生・倒産の分野を専門的に取り扱う、いわゆるブティック型事務所になっています。企業再生の分野ではこれまで100件近くの案件を担当してきました。

どちらの事務所も、主な顧客層は中小企業です。法務部を独自に設置できない企業に、高いリーガルサービスを提供することが、昔からの事務所の変わらないポリシーになっています。ちなみに太田と小幡は親族です。「太田・小幡総合法律事務所」という名称で、10年近く連携して弁護士業務と事務所運営を担ってきました。

デジタル化、クラウド化AI ツールを 積極導入して全国に対応

東京=札幌という2拠点体制をベースに、全国各地の案件に対応しています。そのため、デジタ

ル化の推進には力を注いでいます。10年前からテレビ会議を導入し、現在ではオンライン会議システム Zoom に落ち着き、毎日の朝礼や個別案件のミーティングなどにフル活用しています。所内のコミュニケーションを良くするために、Chatwork も早期から導入。スタッフとのやりとりはもちろん、お客さまとの連絡にも使っています。このツールを使うことで、お互いやチームの意思疎通がすばやく効率的になり、スピード化につながっています。地方のクライアントでは、1回もリアルに会うことなく、オンラインで月1回の定期会議を進めている企業もあります。お互い、画面を見ながら情報を共有し、その場で議事録も作成できるため時間を節約できます。

数年前からAIを使って契約書のチェックを行うクラウドサービスも導入しました。これによって東京=札幌間の物理的距離をまったく感じない、事務所ノウハウの一元化が進んでいます。コロナ禍によって弁護士もテレワークが一般化したことで、情報セキュリティの面も強化。個人案件はもちろん、スタッフが取り扱うデータも含めて、全てのデータをクラウドに移行しました。漏えいの心配がない高い安全性を実現しています。

共に学び成長する事務所へ 専門特化し社会課題を解決する

現在の法人は2020(令和2)年5月に、「PLAZA総合法律事務所」へと改称いたしました。1つの「場」に集い、専門家の英知を結集して問題を解決するという我々の想いが社名に込められています。札幌事務所には、弁護士のほかに、行政書士・社会保険労務士が在籍しています。東京事務所にも、同じフロアに会計事務所・司法書士事務所が入居し、ワンストップ型のサービス提供を行っています。こうした「共同で力を合わせて問題解決に当たる」というのは組織の文化です。個の力から、チーム力を重視した体制をより強化しています。その



代表弁護士
小幡朋弘



副代表弁護士/札幌事務所所長
馬場 聡



副代表弁護士/東京事務所所長
京谷 周

一環として、事務所の内外から講師を招き「ビジネスセミナー」を定期開催。顧問先企業とともに、最新トピックを皆で学んでいます。また、当法人は180社を超える企業と顧問契約をしております(2024年11月現在)。顧問サービスのひとつとして、月刊「ビジネス法務」を配布し、事務所のメールマガジンにおいて記事を解説しながら法務情報を共有しています。

より深く、専門特化したサービスを提供できるよう、一般社団法人北海道事業再生サポートプラザという法人も立ち上げました。食品業界・社会福祉法人・自動車教習所といった専門性の高い分野に集中し、各分野のスペシャリストとして貢献できる体制も強化しています。社会はますます高度化・複雑化していきます。弁護士が単独でできる時代ではなくなっています。あらゆる土業や各分野のプロフェッショナルと協働し、足元に横たわる社会問題の解決と、中小企業の発展に貢献する事務所でありたいと思っています。

弁護士法人
PLAZA総合法律事務所

弁護士法人 PLAZA 総合法律事務所

弁護士数:7名(2024年11月1日現在)
代表弁護士:小幡朋弘(第二東京弁護士会)
東京
〒103-0027 東京都中央区日本橋2丁目1番14号
日本橋加藤ビルディング6階
TEL:03-6262-7720(代表)
FAX:03-6262-7721
札幌
〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西3丁目1番地
敷島ビル8階
TEL:011-222-3251(代表)
FAX:011-222-5127
URL:https://hk-plazalaw.com
Mail:plazalaw-info@hk-plaza.co.jp

ベンチャーラボ法律事務所

大企業とベンチャーの架け橋に

大企業とベンチャー双方への理解

大企業とベンチャー企業やスタートアップ企業(以下「ベンチャー」といいます。)では、スピード感や意思決定のスタイル、コンプライアンス意識など、多くの点が異なります。ベンチャーは立ち上げの際に、ビジネスモデルのチェック、取引先や顧客との契約、資金調達など法的支援が必要であるにもかかわらず、資金が乏しいため弁護士のサポートを受けられないことが多いのが実情です。当事務所では、なるべく早い時期からベンチャーを支援できるよう工夫しています。

当事務所では、これまでのベンチャー支援の実績に加え、淵邊弁護士が多くの大企業を代理してきた経験から、双方のニーズに応えられる強みがあります。また、IT企業のインハウスとして活躍してきた佐橋文平弁護士も、DXやIT関連の案件やIPO支援案件に積極的に取り組んでおります。さらに、今年2月に加わった栗山弁護士は、教育機関や公益財団法人の法務に精通しています。

大企業とベンチャーのM&Aやアライアンス

大企業とベンチャーがM&Aやアライアンスを行うケースが増えています。大企業はベンチャーの技術や成長力を取り込み、ベンチャーは大企業が持つ資本力や顧客チャネル、サプライチェーンなどのネットワークを使って成長を加速させ、大企業とベンチャーとがそれぞれにM&Aやアライアンスの効果を期待します。しかし、こういったWin-Winの関係を構築できた成功例は少数です。

大企業としては、相手方であるベンチャーに対しポイントを絞ったデューデリジェンスを行い、



淵邊善彦弁護士



佐橋文平弁護士



栗山明久弁護士

ベンチャーの強みや弱みを理解した上で、交渉し、実行後のプロセスやビジネスモデルの確立に留意する必要があります。また、大企業にとっては、ベンチャーとのM&Aやアライアンスにおいて有利な契約を結ばば成功ではありません。契約の主目的であった技術が実は第三者の権利を侵害していたり、キーパーソンの退社、コンプライアンス違反、ベンチャーの倒産などが発生したり、さまざまなリスクが付きまといまいます。そのため、この分野に豊富な経験を有する弁護士のサポートが求められています。

リーガルマインドの重要性の発信

大企業もベンチャーも、マネジメント層にリーガルマインドのある人材が増えることが、企業の成長やコンプライアンス体制の確立につながります。そういった人材の育成を目的とする、一般社団法人日本CLO協会の理事に淵邊弁護士が就任し、多くの企業の役員や社員の研修も実施しています。

日弁連の中小企業の国際業務の法的支援に関するワーキンググループでは淵邊弁護士が座長を務め、地元の中小企業や弁護士の国際取引に関するスキルアップを支援するなど、企業・弁護士双方の人材育成に努めています。

また、東京、横浜、鹿児島など全国各地のスタートアップ支援プログラムについても、メンターを務めるなどしてサポートしています。

さらに、経営者やビジネスパーソンが広くリー

ガルマインドを持つことが重要と考え、木村容子弁護士(東京弁護士会所属)による左頁のような4コマ漫画やイラストを通じた親しみやすい情報発信も行っています。

当事務所ではベンチャー支援を軸に、日本企業のリーガルマインドの向上や、競争力の強化にも貢献していきたいと考えています。



ベンチャーラボ法律事務所
 弁護士数:4名(2024年11月末現在)
 代表弁護士:淵邊善彦(第一東京弁護士会)
 〒107-0062
 東京都港区南青山2-22-17 センテニアル青山5階
 TEL:03-6434-5251
 URL:https://venture-lab.net/

ベンチャーラボ法律事務所は、主にベンチャー・スタートアップ・中小企業のパートナーとして支援を目的とした事務所です。2019年1月に開設し、今年で7年目を迎えました。現在はバラリーガルや事務員を含め6名が所属しています。企業が日常的に必要とする法務業務に加えて、新規ビジネスの相談や知財、税務、財務、IPO支援など、今まで培ってきた知識と経験や人脈を活用し、各分野の専門家と連携したトータルなベンチャー支援を行っています。

お問い合わせ先
 Mail:info@venture-lab.net



増田パートナーズ法律事務所

「尊敬し合える関係のもと、一つひとつの課題に向き合い、新たな未来を創造する伴走者となる」

事務所について

増田パートナーズ法律事務所は、弁護士増田英次が中心となって2008年2月に設立され、以後、企業法務、企業間紛争、知的財産を主な業務分野として、国内外の多くの案件に携わって参りました。

その間、世界情勢や日本を取り巻く環境は激変し、近時は法務の世界でも、DX化はもちろんのこと、弁護士の存在意義、価値すら揺るがしかねないほど大きな変化の渦に巻き込まれています。

しかしながら、私たちの目指すべき姿(志、ミッション)は、以前も現在もそして未来も変わることはありません。それは、法の分野で、誰もやっていないことに挑戦し続け、新たな価値創造を行うことによって、クライアントの真のニーズに応え続けていくこと、そして、真の法の支配を確立していくことに他なりません。

そのために、私たち弁護士、スタッフは常に学び続け、また、常に未来から今を見つめ、時代の最先端を目指して、法律家集団として質の高い法

的助言はもちろんのこと、法務以外の知識や知恵、経験をも統合することによって、私たちしかできないリーガルサービスを提供して参ります。

混迷を深める時代にあるからこそ、私たちが必要とされる。そんな法律事務所を目指してこれからも精進を続けていく所存です。

当事務所が求めるもの

米国ではワクテル・リプトン・ローゼン・アンド・カッツのように、小規模ながら最もプレステージが高いとされる法律事務所もあります。理想・理念を貫くには、事務所が小規模であることがかえって利点となる面が多々あります。法律事務所の規模で見た場合、可能な仕事は三つに区別できると思います。

一つ目は、マンパワーを使って一気に達成する仕事です。これは大手でなければできません。大手の優位性でしょう。

二つ目は、弁護士個人個人の資質が高ければ、規模に関係なくできる仕事。企業法務・金融法務であれ訴訟であれ、マンパワーではなく、弁護士の

能力・資質に顧客が付くケースはとて多いのです。私が事務所設立当初からやっているコンプライアンスなどは、法律を超えた、ある意味生き方の問題でもあり、また現場での実務経験も問われるフィールドですから、規模の大小は問



代表(弁護士・ニューヨーク州弁護士)：
増田英次氏

われません。

また、当事務所、中でも代表パートナーの増田が主に関与している、上場企業を中心とした、社外役員(弁護士増田は、現在、野村証券、GMOインターネットグループの社外取締役およびジャパン・ホテル・リート投資法人の執行役員等を務めています。)やM&Aの際に求められることがある第三者委員会への関与という領域も、個人の能力や資質に加え、利益相反の観点からも小規模事務所の優位性が働く分野です。

三つ目は、小規模事務所ではしかできない仕事です。たとえばコンフリクト案件。また、採算上からして、大手では受けられない仕事もあります。しかし、規模の大小を問わず、弁護士が関与しなければならない事案は存在するのです。さらには、明らかに社会正義に反している事案にもかかわらず、大手法律事務所では諸事情から関与しない(できない)というケースもあります。

当事務所は、弁護士個人の能力が問われる領域、大手がやれない領域にフォーカスしています。サポートのスピード、クオリティ、幅の広さ、そしてクライアントが納得する報酬という条件さえ整えば、多くの相談に応えられるのです。

大手法律事務所の存在は重要です。しかし、小規模事務所だからこそ、価値観が多様化・複雑化した現代において活躍できる余地はとて多いと考えています。実際にも、当事務所では、日本を代表する数々の大手企業、ベンチャー企業がクライアントとなっています。

取扱い分野

当事務所のクライアントは、国内外の銀行・証券会社・損保会社等金融機関、各種メーカー、卸売業、物流、投資ファンド、スタートアップ・ベンチャー会社(IPO準備会社含む)、情報・通信会社、SNS運営会社、製薬・医療機器関連会社、出版社、芸能・声優プロダクション、映画製作・配給会社、映像配信サービス会社、音楽出版社、劇団、不動産事業(ホテル、リゾート施設、都市開発関連を含む)、飲食店チェーンなどバラエティに富んでおり、M&A・ファイナンス、コーポレート、コンプライアンス・危機管理・企業研修、スタートアップ・ベンチャー支援(IPO準備含む)、知的財産権・エンタテインメント・IT、労働(企業側)、裁判・仲裁・その他紛争などの企業法務を中心として、国際案件、一般民事・家事事件も含め、幅広い分野の業務を取り扱っています。



増田パートナーズ法律事務所

Masuda & Partners Law Office
弁護士数: パートナー4名、シニアアドバイザー(弁護士)1名、オブカウンセル2名(現・元大学教授)、外部顧問(弁護士)1名、アソシエイト4名(2024年11月末現在)
代表弁護士: 増田英次(第一東京弁護士会)
〒101-0047
東京都千代田区神田1-6-10 笠原ビルディング12階
TEL: 03-5282-7611
URL: <https://www.msdlaw.com/>
Mail: info@msdlaw.com

M&A・ファイナンス/コーポレート/コンプライアンス・危機管理・企業研修/スタートアップ・ベンチャー支援/知的財産権・エンタテインメント・IT/労働(企業側)を中心とする多方面の分野を扱う総合法律事務所です。

代表パートナーの増田は、多くの上場、非上場企業で社外役員、コンプライアンス委員会委員等を務め、企業の意思決定にも深く関与するとともに、コンプライアンスの分野において、新しい視点と法律以外の知見や智慧を取り入れた「エモーショナルコンプライアンス」なるものを提唱し、数多くの上場企業で研修を行っています。また、ベストロイヤーズをはじめ、Asia Business Law Journalの「Japan's Top 100 Lawyers 2020」に選出されるなど受賞歴も多数ございます。

お問い合わせ先
Mail: info@msdlaw.com



明るく開放感のある会議室です。

桃尾・松尾・難波法律事務所

M&Aに関する支援 —DD・契約交渉・PMIの支援からM&A紛争まで、 M&Aに関するサービスをワンストップで提供—

ニーズに応じたDDの実施

(1)多様な法分野・業界への対応

当事務所は、「真に依頼者から信頼される法律事務所であること」を理念に掲げ、高い専門性と豊富な経験に基づき、きめ細やかなリーガルサービスを提供しております。とりわけ、幅広い分野の知識・経験が要求されるM&Aにおいて、各弁護士が連携してワンストップでサービスを提供することが可能である点は、当事務所の強みの1つです。

M&Aの実施を検討する前提として行われるデュー・ディリジェンス(DD)では、対象会社の資料をきめ細やかに確認し、法的問題点の有無やリスクの程度を調査・検討する必要がありますので、体系的な法的知識が不可欠です。会社組織や株式等に関する会社法の知識はもちろんですが、知的財産権分野や不動産分野の知識も必要となるほか、対象会社の事業に関する業法の知識や経験が要求される場合もあります。また、M&A取引において、従業員への対応の検討は欠かせないのであり、人事労務分野に関する豊富な知識・経験も要求されます。

当事務所の弁護士は、個々に専門性を有しつつも、日常的に、様々な業界のクライアントから多様な法分野についての相談を受け、企業法務全般について幅広く横断的な知識を有しており、対象会社の業態に応じた柔軟な支援が可能です。

(2)案件に応じたテラーメイドのサービス

当事務所が扱うM&Aは、形態や規模の点でも様々です。グローバルに事業を展開する上場企業同士の統合案件や、将来を見据えたベンチャー企業の買収やマイノリティ出資、中小企業の事業承

継に伴うM&Aなど、様々な規模の案件に取り組んでいます。案件によって、対象会社について網羅的なDDを実施することもあれば、スコープを絞った効率的なDDを実施することもあり、クライアントのご要望に応じて、柔軟な対応を行っております。

また、当事務所は、全世界で150を超える都市の独立したローファームとそれに所属する8,000名超の弁護士が参加する国際的なネットワークであるINTERLAWの日本における唯一のメンバーファームであり、当事務所に所属する弁護士は、基本的に全員が留学および海外法律事務所での執務を経験します。このような海外法律事務所とのネットワークや豊富な海外経験に基づき、クロスボーダーのM&A取引についても、適切なチームを組成し、迅速に対応することが可能です。

契約交渉やPMIの支援

当事務所では、上記のようなDDの支援はもちろん、M&Aのスキーム検討や株式譲渡契約等の契約交渉、当局への届出、PMIの支援等も行っています。

案件によっては、どのようなスキームを採用することでクライアントの意向を最大限実現することができるか、クライアントの要望も踏まえつつ検討したり、あるいは、実際の契約交渉の場に同席し、クライアントの担当者と共に、交渉に臨んだりすることもあります。

その他にも、企業結合規制が問題となるような大規模な統合案件については、INTERLAWのネットワーク等も駆使し、日本のみならず、各国当局への届出等の対応を行うこともあります。

契約交渉についていえば、当事務所はM&A関

連の紛争について豊富な経験を有しており、どのような場合に紛争に発展しやすいかについて、熟知しています。このような経験は、契約条項の作成や契約交渉において、将来的に紛争の原因となりやすい条項や、当該事案において重要性が高い条項等について、その先の紛争の帰結や執行可能性等も意識して作成・交渉することに繋がっています。

また、M&Aはクロージングで完了する訳ではなく、文化や体質が異なる企業同士で結合を行う場合には、従業員同士に摩擦が生じて優秀な人材が流出してしまうことや、当初想定していたシナジーが得られない場合も考えられます。M&Aが無事終了したとしても、その後の企業の成長に繋がらなければ意味がありません。新たな経営体制の確立は不可欠な課題であり、統合後の運営や円滑な引継ぎを見据えた契約交渉や、統合後の人事労務制度の整備支援など、法務の観点から企業の成長をサポートしていくことも、当事務所の大きな役割であると考えています。

紛争への対応

M&A取引は、企業の成長にとって有用な選択肢の一つとして、ますます多くの企業に利用されていますが、当然リスクも存在し、残念ながら、紛争に発展してしまうパターンも、しばしば見受けられます。このようなM&Aに関する紛争についても、当事務所は豊富な経験を有しております。

当事務所において、訴訟・仲裁分野は従来から力を入れて取り組んできた分野の一つです。日本国内の訴訟に限らず、仲裁という裁判外での紛争解決や仮差押え・仮処分等の民事保全手続、更には強制執行の経験も豊富であり、クライアントの置かれた状況に的確に対応することが可能です。



東出 大輝弁護士

弓場 浩子弁護士

麻生 尚己弁護士

このような強みを生かし、例えば表明保証違反や契約違反に基づく損害賠償請求をはじめとして、M&Aに関する紛争をご依頼いただくことも多いです。

このように、当事務所は、幅広い分野への対応力と個々の弁護士が有する専門性を活かし、クライアントの皆様のご要望に沿って、M&Aの各プロセスについて、ワンストップでのアドバイスを行うことが可能です。

桃尾・松尾・難波法律事務所

弁護士数: 弁護士54名、アドバイザー1名、外国弁護士2名
代表弁護士名: 内藤順也(第一東京弁護士会)
〒102-0083
東京都千代田区麹町4-1
麹町ダイヤモンドビル
TEL: 03-3288-2080
URL: <https://www.mmn-law.gr.jp>
Mail: mmn@mmn-law.gr.jp

当事務所は、訴訟・仲裁、会社法、独占禁止法、M&A、倒産法、事業再生、労働法、知的財産権、コンプライアンス等、あらゆる分野にわたってリーガルサービスを提供しております。クライアントの業種や業態も、国内・外資系を問わず、国際的な大企業から投資ファンド、ベンチャー企業等の中小企業、さらには個人まで、多岐にわたっております。

当事務所では、多くの弁護士が留学経験を持ち、グローバルな商取引、M&Aや紛争等にも対応しております。さらに、当事務所は、全世界約150都市の法律事務所が参加する国際的なローファームのネットワークである「INTERLAW」に所属しているため、海外弁護士の協力が必要な案件にも適時に対応することが可能です。

山下総合法律事務所

ジェネラリストとしての対応力と 各弁護士の「尖った強み」により先端分野にも果敢に挑む。 幅広い企業法務分野を組織的にサポート

——山下総合法律事務所の特徴をお教えてください。
塚原：当事務所は「クライアントの課題と不安を担い、その使命を実現する最良の助け手となる」ことを理念の1つに掲げており、皆様がいつでも安心して相談できる存在でありたいと考えています。

そのためには、各弁護士が幅広い対応力を有するジェネラリストであると同時に、専門性が求められるニーズにも対応できるように、それぞれが「尖った強み」を身につけ、それを結集させることが必要であると考えています。

小藺江：当事務所では、「伝統的企業法務」「国際企業法務」「先端分野法務」を3本の柱として掲げています。「伝統的企業法務」は、ジェネラリストとしての力が発揮される場所ですが、その中でも、例えば、金融商品取引法などの金融法務、人事労務・M&Aに関しては、経験や専門性も求められます。また、「国際企業法務」については、アソシエイトであっても、外国語の能力や海外法制

の知見を活かして重要な役割を担ってくれています。今回紹介する3名はそれぞれ、「先端分野法務」において「尖った強み」を発揮しています。

ジェネラリストかつ「尖った」専門性

——それでは、お三方のお話を伺います。

金：当事務所ではジェネラリストとしての幅広い対応力とともに、その分野のスペシャリストにも負けないような強みを身につけることが求められています。

弁護士2年目の時に大手証券会社の主に株式報酬を扱う部署へ出向し、具体的な証券実務を踏まえたリーガルサービスを提供する中で、株式報酬をはじめとした企業法務に関するより実践的な知見を積み重ねてまいりました。他にも、金商法上の開示規制やインサイダー取引規制などの改正の際に、部署の代表として官公庁と協議を重ね、ルールメイキングにも深く関わり、また、株式報酬を

専門的に扱う海外の法律事務所とも連携し、関連分野の最先端の知見を活かしながら、実際の付与実務を支援させていただいています。

若山：私は、企業と株主・投資家との対話等の場面に関わる案件に多く携わってきました。近年、企業はより積極的な情報開示が求められていますし、機関投資家やファンドだけではなく、個人の株主の方も投資先企業の経営についての意識を高めています。



小藺江有史弁護士



塚原雅樹弁護士



金永志弁護士



若山遠弥弁護士



丸山皓生弁護士

議決権行使や当日の動議をめぐる対応、会社で作成する各種議事録の開示請求への実務的な対応及びその留意点などを含め、株主の属性や株式の保有状況に応じた適切な情報開示や対話を検討することのお力になりたいと思います。裁判所の手続に際して、会社として守るべき情報と株主の正当な権利行使の両面を考えていくことなどは、弁護士として、あるいは当事務所としての強みが発揮できるところであると思います。

丸山：新規ビジネス立ち上げのサポートに関わる案件では、丁寧な法的分析はもちろんのこと、想像力を働かせることとマクロな視点でビジネスを捉えることの2つを特に意識しています。例えば、メタバース上で商品売買をするマーケット展開のための個人情報保護等の法規制対応では、自らがサービスを利用することを想像しつつ、ユーザー登録から商品の受領に至る各場面において運営が取得する必要十分な個人情報の範囲を考慮することで、過度な負担とならない管理体制の構築をサポートできたと考えています。

また、現時点で明確な法的枠組みや規制がない再生可能エネルギーのビジネスを展開しているクライアントを継続的にサポートしていますが、マクロの視点では再生可能エネルギーの拡大が社会的に好ましいものであると考え、リスクを強調するよりも、リスクをいかに低減させ、アグレッシブにビジネス展開できるようなアドバイスを心がけています。

個々の強みを全体の強みへ

——事務所の雰囲気はいかがですか。

若山：業務を進める中で、気兼ねなく先輩に尋ねに行ける雰囲気があります。そうした相互に円滑

にコミュニケーションを取れる環境があることにより、個々の強みを磨きつつ、それを共有して全体の強みとすることで、さまざまなニーズに応えられることに結びついていると思います。

丸山：クライアントを第一とすることはもちろんですが、それに加えて事務所メンバーも同じく大切にしている意識を全員が共有しており、働きやすさを感じています。その働きやすさが仕事のクオリティの向上につながっていくと思います。

金：データの一元管理やハード面の充実も図られ、非常に効率よく業務を遂行する環境も整っています。

——山下総合法律事務所が今後目指すところは。

小藺江：私も含めた各メンバーは、好奇心を持って意欲的に各種案件に取り組み、創造性を大いに発揮して、クライアントの助け手になりたいと常に思っています。その上で、各メンバーの力の積み重ね・組合せによって、組織としての力、体制をますます強化し、クライアントからの信頼を深めていきたいと思っています。

塚原：これからも、幅広い対応力と同時に「尖った強み」を有する弁護士の力を結集して、クライアントのあらゆるニーズに応えていきたいと考えています。刻々と変化するニーズに対応できるように、各弁護士が研鑽を重ねて、常にクライアントに安心感を提供できるような事務所を目指していきたいと思っています。

山下総合法律事務所

弁護士数：14名・外国人弁護士1名(2024年11月末現在)
代表パートナー：山下聖志(東京弁護士会)
〒104-0031
東京都中央区京橋二丁目7番14号
ビュレックス京橋7階
TEL:03-6268-9511
URL: <https://www.y-lawoffice.com>



ユアサハラ法律特許事務所

120年の歴史を有する国内有数の法律事務所

—企業法務・知財訴訟・国際案件を得意とするビジネス・ファームのパイオニア

120年の歴史と実績

1902年創立の当事務所は、企業法務・知財業務・国際案件を扱う総合ビジネス・ファームとして国内外に知られています。

これまで、当事務所は、大型の買収案件、100億円を超える知財訴訟なども含めて、国内法務業界で確かな実績を残しています。

中小企業である依頼者にも、設立から、各種契約、労務に至るまで様々な法律問題に対して、きめ細やかなサービスを提供しております。

企業法務

企業法務は当事務所の中心的な取扱業務であり、多様な分野及び複雑な事実や技術の理解を要する案件へも対応できる体制を整えています。

1.紛争解決・訴訟対応

紛争解決業務は、当事務所が長年注力してきた主要業務の1つです。多様な事業分野での訴訟、交渉、調停、仲裁等の紛争解決案件を取り扱っています。

2.会社法・M&A

各種企業に関わる種々の法律相談や、各種規程の作成・変更、株主総会や取締役会の指導・運営・議事録等の作成業務を行っています。企業買収、事業買収、株式取得等のM&A・企業再編、合弁契約についても豊富な経験を有しており、知財や先端技術に関わるデュー・ディリジェンスなどでは、特に強みを有しています。

3.商取引・各種契約

代理店契約、業務委託契約、製造委託契約、不動産取引、秘密保持契約等の各種取引契約から、

個々の業種に特有な契約まで、作成、点検、相談案件を幅広く取り扱っています。特に、各種製造業、商社、流通・小売業、IT、アパレル等の分野の取引に関しては、豊富な経験を蓄積しています。消費者向けビジネスにおける消費者契約法や特定商取引法等に関する事業者の立場での御相談にも対応しています。

4.労務

主に使用者側の立場において、労働法に関わる種々の法律相談、就業規則や各種社内規程の作成・変更、労務対応等を取り扱っています。また、労働紛争については、労働審判・訴訟において、使用者側の立場で数々の紛争案件の代理をしてきました。

5.独禁法・景表法・下請法ほか競争法関連

新製品開発や各種契約、企業同士でのプロジェクトや事業連携の場面などで問題となり得る独禁法や下請法、新規ビジネスの企画・展開の場面で問題となりやすい景品表示法について、法律相談、意見書作成、当局との対応に関する代理を行っています。

6.IT・AI・インターネット

IT・AI・インターネット関連で発生する各種法律問題、システム開発・ウェブサービス・電子商取引など技術の理解が必要な案件についても、当事務所は技術的知識を有した弁護士を擁し、迅速・的確な法務サービスの提供を行っています。

7.個人情報保護関連

企業の事業活動にとっては欠かせない顧客や従業員の個人情報保護について、各種の法律相談や社内規則、契約問題を取り扱っています。

8.企業危機管理・製造物責任・不祥事対応

突発的な危機や不祥事等(情報漏えい、製品事故等)が発生した際の対応や調査に関する多角的



(後列左から)高橋聖史 末吉剛 伊達智子 吉野海希 瀬戸一希
(前列左から)磯田直也 深井俊至 飯村敏明 大平茂 大西千尋 (全て弁護士)

な相談にも対応しています。

9.薬機法(旧薬事法)

医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法(旧薬事法))に関する調査・助言等及び医薬に関わる特許案件の対応を行っています。

知財業務

知財高裁元所長弁護士及び理工系を専攻した弁護士を擁して、知財に関する様々な案件を取り扱っています。特に、知財訴訟は、当事務所が最も得意とする業務です。

知財紛争予防のための問題検討や鑑定、各種知財取引契約、各種社内規則の作成・助言から、知財紛争の交渉、訴訟、特許庁での審判、税関における輸出入差止における代理まで、豊富な経験を有しています。

1.知財紛争の予防・解決

特許権・商標権・意匠権・著作権の侵害案件や不正競争など、知財紛争の予防・解決に取り組んでいます。紛争となる前の検討や鑑定から、紛争予防のための製品の改良、知財契約作成や、交渉、訴訟まで、豊富な経験に基づいて助言及び代理をしています。特許庁における審判から裁判所における侵害訴訟、審決取消訴訟の代理まで万全な態勢を整えています。

また、外国でのアクションを必要とする場合には、国際法務のネットワークを通じてグローバルな対応の支援も行っています。

2.知財契約

知財ライセンス契約、譲渡契約、担保契約、共同開発契約、秘密保持契約など各種契約の作成・

点検や法律相談業務を行っています。豊富な知財紛争の知識と経験を基に、紛争予防の観点からも適切な助言を行っています。

3.職務発明

職務発明対価(利益)請求に関する従業員との紛争や社内規程の作成、報奨制度の設計に関する法律相談について幅広く対応しています。

国際案件

当事務所は、世界約100カ国にメンバー事務所を有する国際法律事務所ネットワーク Terralex 及び欧州を中心とした国際法律事務所グループ Unilaw のメンバーとして、海外の多数の法律事務所と緊密な協力関係を有しています。これにより、国際的案件についても、迅速・的確かつきめ細やかに顧客のニーズに応えています。

外国法に基づく契約等のレビュー、外国法に基づく意見聴取、現地専門家とのチーム化による交渉、訴訟その他の法的対応、許認可・行政対応などにおいても、上記ネットワークを通じて、依頼者のニーズに対応しています。

SINCE 1902

YUASA AND HARA
ユアサハラ法律特許事務所

ユアサハラ法律特許事務所

弁護士数:13名(2024年11月30日現在)
広告責任者:弁護士(東京弁護士会)・弁理士 深井俊至
〒100-0004 東京都千代田区大手町2丁目2番1号
新大手町ビル206区
TEL:03-3270-6641
FAX:03-3246-0334
URL:https://www.yuasa-hara.co.jp

1902年創立の当事務所は、弁護士、弁理士、公認会計士、税理士という専門家がそれぞれ中心となった法律部、特許部、商標意匠部、会計部から構成されている。企業法務・知財業務・国際案件を扱う総合ビジネス・ファームとして国内外に知られ、特に訴訟案件の対応に強みを有する。国内外に多くの依頼者を有し、迅速・的確な法務サービスの提供をモットーに、法務業界で確かな実績を残している。また、中小企業である依頼者にも、設立から、各種契約、労務に至るまで様々な法律問題に対して、きめ細やかなサービスを提供している。

弁護士法人イノベンティア 弁理士法人イノベンティア

知的財産権の専門家により 知的財産法務の総合的なサポートを提供

知的財産およびその周辺領域の 法務サービスと出願業務をワンストップで提供

イノベンティアは、創業時から知的財産権に関連する網羅的なサービスの提供を業務の柱としており、弁護士と弁理士が共同して、知的財産権の取得から活用、行使までをワンストップでサポートしています。

具体的には、権利取得の段階においては、紛争も見据えた「強い権利」を取得できるよう、知財戦略の構築のサポートや出願手続きを行うほか、発明の奨励とさらなる創出のために、適切な職務発明制度の構築に関する助言をしています。また、知財の活用の側面においては、他社との共同開発による事業化や、ライセンスなどによる経済利用が行われるところ、イノベンティアでは、こういった活動に必要な各種契約の作成やレビューについても、国内契約、国際契約ともに豊富な経験を有しています。さらに、紛争の局面においても、弁護士と弁理士が共同して対応することにより、法律・技術の双方にわたって、攻撃と防御のいずれについても隙のない戦略を構築することができるほか、実戦から得た知見に基づき、第三者の権利への抵触や、有効性に係る鑑定、また、これらの結果に基づいた事業活動における幅広い助言を行っています。

加えて、イノベンティアは、特許分野のみならず、ブランドや工業デザイン、ソフトウェアその他のコンテンツ、データ、営業秘密など、全ての知的財産法分野に豊富な経験と知見を有しており、企業の日常的な相談から紛争対応まで、あらゆる

ニーズにお応えしています。

生成AIなど最先端の法務・知財分野の 知見の提供

近年、生成AIのテクノロジーが急速に発展し、生成AIの利活用を巡り生じる法的問題への対応が必要になるケースが出てきています。

イノベンティアでは知的財産法に関連する法的最先端の問題についても常に知見の充実に努めており、生成AIに関連する特許や著作権に関する問題についても相談をお受けしています。具体的には、生成AIを利用した製品やサービスの提供にあたって生じ得る法的問題点の検討や、社内における生成AI利用のルール作りやセミナーの実施等のサービスをクライアントのニーズに合わせて提供しています。



弁護士法人イノベンティア・
弁理士法人イノベンティア
弁護士数:15名、外国弁護士1名、弁理士7名
(2024年11月末現在)
代表弁護士:飯島 歩(第一東京弁護士会)
大阪事務所
〒530-0001
大阪府大阪市北区梅田2-4-9 ブリーゼタワー12階
TEL:06-6346-7580
東京事務所
〒100-0006
東京都千代田区有楽町1-7-1 有楽町電気ビル北館14階
TEL:03-6261-6581

尾城法律事務所

IT業界に精通した弁護士がDXをサポート

当事務所の強み

当事務所は、ITに強みを持つ法律事務所です。DX(デジタルトランスフォーメーション)という言葉は、一時の流行語に留まらずに完全に定着しましたが、D(デジタル)よりもX(トランスフォーメーション=ビジネスモデルの変革)に意味があるといわれています。ITはあくまでツールであり、ITを使ってどのようにビジネスを作り上げていくかという視点が重要であり、法律サービスにおいてもIT×ビジネスの理解がなければ、質の高い仕事をする事はできません。

当事務所は、技術としてのITだけではなく、ITを使ったビジネスやIT業界の実務に対する深い理解を背景に、的確な分析と妥当な解決策を提案することで、クライアントのDX推進をサポートすることに注力しています。

合理的な報酬で的確なサービスを

すでに顧問弁護士がいるが、ITを使った新規事業を始めたいので、ITに詳しい弁護士に相談したいといった形で、最初のご依頼をいただくことが少なくありません。また、当事務所では、今までの業務経験で蓄積した知見により、資料の読み込みや調査・分析に無駄な時間をかけずに、必要なアドバイスや作業を進めることができます。これにより、依頼者の負担を軽減するとともに、合理的な報酬で的確なサービスを提供することを実現しています。



代表弁護士 尾城亮輔

紛争解決

システム開発はいまだリスクの高いプロジェクトであり、紛争化すると非常に大きな係争に発展してしまいます。このようなシステム開発紛争は、裁判所も十分な経験を備えておらず、代理人弁護士の力量が問われる紛争タイプの1つです。

当事務所は、係争額が10億円を超える大型訴訟も手掛けるなど、システム開発紛争の豊富な経験を有しており、ポイントを押さえた主張立証でクライアントのために戦い抜きます。平時のサービスと同様に、合理的な報酬と質の高い訴訟活動を両立できる点も当事務所の特長です。

尾城法律事務所

弁護士数:1名(2024年11月末現在)
代表弁護士:尾城亮輔(第一東京弁護士会)
〒104-0033
東京都中央区新川2-6-4 大藤ビル5階
TEL:03-6280-4261
URL:https://www.ojiro-law.com/

光和総合法律事務所

各分野に精通した弁護士による 迅速・的確・誠実なリーガルサービスの提供

企業と共に生きる法律事務所

当事務所は、1990年に設立以来、企業と共に生きる国内有数の総合法律事務所として、リーガルサービスを提供して参りました。

企業活動を巡る昨今の法律問題は、時代の複雑化・多様化・専門化・国際化に加え、ポストコロナ、AIのビジネス利用等という構造的変化への迅速かつ的確な対応が求められています。

また、コーポレート・ガバナンスやコンプライアンスなど、企業経営を取り巻く法的・社会的な要請も益々厳しくなっています。

さらに、新規事業立案その他の経営戦略に当たっては、時代の変化とともに制定改正される法規制への適時の対応はもとより、ガイドラインなどのソフトローの活用等に対して企業が主体的に関与する戦略法務の重要性も増しています。

このような情勢に対処すべく、当事務所には、官公庁(証券取引等監視委員会、関東財務局、国税不服審判所、総務省、経済産業省、公正取引委員会、消費者庁、デジタル庁等)や民間企業での勤務経験者、留学経験者が多数所属しており、日常的な企業活動に関連する様々な法律問題から、専門的で複雑な大型案件まで、事案に応じて、様々な法領域・業界に精通した弁護士が知識・ノウハウを結集し、迅速かつ的確に対応しています。

特に、M&A、危機管理(検査・調査対応、調査委員会業務)、労務、金融、知的財産・IT、税務、

個人情報保護、独占禁止法、消費者法、新規事業・IPO対応、事業再生・倒産事件等の分野に強みを持ち、スタートアップから上場企業まで幅広いクライアントに質の高いリーガルサービスを提供しています。

激変する時代に対応するリーガルサービス

当事務所は、VUCA時代に対応するリーガルサービスの充実に一層力を入れており、例えば、AIのビジネス利用に伴う個人情報やプライバシー保護、新規事業に係る法規制対応、ステルスマーケティング規制対応、テレワークをはじめとする多様な労務管理等の実績があります。また、170か国以上に拠点を有する Andersen Global と提携しており、クロスボーダービジネス、インバウンド・アウトバウンド企業に対する税務・会計・法務等のサービスも強化しております。



光和総合法律事務所
 弁護士数: 43名(2024年11月末現在)
 代表弁護士: 錦戸景一(第一東京弁護士会)
 〒107-0052
 東京都港区赤坂4丁目7番15号
 陽光光和ビル(受付5階)
 TEL: 03-5562-2511(代)
 URL: <https://www.kohwa.or.jp/>

弁護士法人GIT法律事務所

グローバル視点で インテグリティと信頼を培う

GIT法律事務所は、国際法務で研鑽を積んだ弁護士により、どこまでも現実に即した、真に実効的なグローバル・リーガル・ソリューションを提供しています。

不正調査、コンプライアンス、 紛争解決に特化

国内外のクライアントに対し、グローバル内部通報制度の構築、国際仲裁、国際訴訟の代理、FCPA贈収賄防止プログラムの構築、国内外における不正調査の実施、GDPRの遵守、各種研修の実施などのサービスを提供しています。

GIT法律事務所は、12名の弁護士(4名の外国資格弁護士を含む)により、国際仲裁、不正調査、コンプライアンスを主要な専門領域とする、日本のブティック型法律事務所です。2020年4月、西垣建剛弁護士により設立されました。西垣弁護士は国際的な法律事務所の東京事務所に20年間在籍し、10年以上、紛争解決部門のパートナーを務めました。

グローバル内部通報制度

数十社以上の日本の大手企業のためにグローバル内部通報制度の導入を支援しています。各国個人情報保護法の調査、制度設計、導入後のサポートなどを幅広くサポートしています。豊富な実績に基づいて、効率的な導入を支援します。当事務所は、この分野の唯一の本格的書籍である「グローバル内部通報制度の実務」(中央経済社2022年)を出版しました。



西垣建剛(弁護士・ニューヨーク州弁護士)

コンプライアンス

GITとは、「Global Integrity and Trust」という事務所の基本コンセプトから命名しました。当事務所は、インテグリティを基礎とした内部統制の整備とグローバルな視点で国内外の不正調査をサポートしています。特に、贈収賄防止関係については、多数の不正調査及び体制構築を支援してきました。代表の西垣弁護士は、大規模な不正の調査委員に就く他、毎年、インテグリティを中心に多数の講演を実施しています。

紛争解決

GIT法律事務所は、グローバル・スタンダードの紛争解決サービスを提供しています。企業間の民事事件はもとより、贈収賄などのホワイトカラー犯罪にも対応します。また、日本企業を代理し、国際仲裁案件を遂行します

当事務所は、クライアントと協働し、徹底的に長期・短期双方の戦略の策定と実行を支援し、最高の成果に向かって邁進します。

弁護士法人GIT法律事務所
 弁護士数: 12名(2024年12月末現在)
 代表社員/パートナー: 西垣建剛(東京弁護士会)
 〒100-0005
 東京都千代田区丸の内1丁目6-5
 丸の内北口ビルディング23階
 TEL: 03-6206-3283(代表)
 URL: <https://www.giandt-law.com/>



金誠同達法律事務所—日本業務部門

ワンストップ式の 全方的かつ 優良なサービスを 日系企業に提供

金誠同達法律事務所(JT&N)の日本業務部門は、全面的かつ良質の法律サービスを多くの日系企業にお届けしています。現地法人からご相談いただく法的課題を解消するだけでなく、日本本社側の経営統括の観点に立ち、大局的かつ巧妙なアドバイスを提供するよう日頃から心がけています。

中国会社法の専門家による 手厚いサポートの提供

中国の新「会社法」は2024年7月1日に正式に施行されました。コーポレートガバナンス、株主の出資責任、取締役・監査役・高級管理職員の責任の強化などの面における重大な調整が行われている一方、従業員代表董事・従業員代表監事の選任や監査委員会の設立などの細則には依然として不明確なところが存在しています。これを受けて中国にてご活躍中の日系企業の方々には新「会社法」に基づいて所要の調整を行うだけでなく、さらには同法の今後の動向にも絶えず関心を払う必要があります。『外商投資法』の猶予期限がまもなく満了する背景のもと、新『会社法』の重要性はさらに高まっています。JT&Nは一貫してお客様の側に立ち、深い法的理論と豊富な実務経験を最大限に活用しながら、効率的かつ実用的な会社法への対応策をオーダーメイドし、お客様の中国でのコンプライアンス経営を確保いたします。」(趙雪巍弁護士)「2024年『会社法』改正では株主の出資期限が明確化されていますが、これは新規設立時の出資金の払込期限にかかわるだけでなく、中国におけるM&Aや債権回収にもかかわっています。JT&Nはこれらの法律の変更点が日系企業の経営の各方面に与える影響を熟知しており、中国市場での業務戦略の合理化に向けた適切な法的アドバイスを提供してまいります。」(金英蘭弁護士)



競争法の分野においてもリスク回避に 向けて企業を支援

2024年もJT&Nは中国競争法の最新の動向に日々関心を払い、より高い品質とより多くの附加価値が追求された法的支援をお客様に提供させていただいております。2022年の独禁法の改正以降、当局は独禁法執行の強度を絶え間なく高めており、関連の及ぶ分野は従来の医薬・教育等の業界から新興の金融データの分野へと拡張されています。「反不正当竞争法」も間もなく改正の段階に入り、中国にて業務を展開されている日系企業は競争法にかかわるコンプライアンスリスクを特に重視しなければなりません。「独占禁止法執行の強化と『反不正当竞争法』の改正に伴い、JT&N競争法を専門的に扱う弁護士らは終始一貫してお客様の実際のニーズに忠実に先を見据えた実用的な法律サービスを提供し、中国市場での安定的なご発展に向けて日系企業を支援いたします。」(張国棟弁護士)

金誠同達法律事務所

北京・上海・深セン・合肥・杭州・南京・広州・青島・成都・重慶・西安・瀋陽・済南・大連・鄭州・香港・シンガポール
 弁護士数:1450名超(2024年9月末現在)
 代表弁護士:趙雪巍、張国棟、金英蘭
 所属弁護士会:北京弁護士会、上海弁護士会
 北京本部
 〒100004
 中国北京市朝陽区建国門外大街1号国貿大廈A座10階
 上海事務所
 〒200120
 中国上海市浦東新区世紀大道88号金茂大廈18階
 TEL:8610-5706-8008(北京本部 日本語対応可)
 URL:www.jtn.com/JP
 Mail:jp@jtn.com

ソシアス総合法律事務所

ソシアス(仲間)のために 全力を尽くす

恵比寿ガーデンプレイスにある法律事務所

—所名に込められた思い・事務所理念を教えてください。

高橋:所名のソシアス(SOCIUS)は、ラテン語で「仲間」を意味します。私は大規模事務所で長く勤務をしていたのですが、大人数で1つの案件に取り組んでいると、どうしても自分がどのような役割を果たしているのかが見えにくくなってしまいます。共に働く「仲間」の顔が見える環境で、「仲間」であるクライアントと密なコミュニケーションを取りながら、きめ細やかなサービスを提供したいと考え、当事務所を設立しました。

また、所名には、私たちの事務所が、クライアントにとっても、所員にとっても、心が落ち着く「Social Oasis(ソーシャル・オアシス)」であってほしいという思いも込めています。典型的なオフィス街ではなく、恵比寿のガーデンプレイス内にオフィスを置いているのも、堅苦しさを無くしたいためです。

大規模事務所の経験を、 機動性高くリーズナブルに

—業務分野・強みをお聞かせください。

大塚:一般企業法務、M&A、ベンチャー支援・株式公開支援、不動産取引・不動産ファイナンス、労務、知的財産、民事訴訟、離婚・相続、刑事弁護等、幅広く取り扱っています。

パートナー3人の専門分野であるM&A・国際取引(高橋)、不正調査・訴訟対応(大塚)、倒産・個人情報関連(梶原)には特に強みがあります。大規模事務所における豊富な経験・ネットワークを生かしたサービスを、少数精鋭ならではのチーム



ワークと機動性、リーズナブルなコストで提供しています。弁護士数を増やしつつ、今後はよりマンパワーが必要な大規模案件にも取り組んでいきたいと考えています。

梶原:所員間の交流を目的とした所内イベントの実施等により全員が気兼ねなくコミュニケーションを取っているため、お互いのことをよく理解し、仕事上の連携も密にできており、その点が事務所の強み・魅力になっていると思います。案件について真剣に議論を交わし、後になって共通の思い出として共に振り返ることができる仲間がいることはとても貴重ですし、日々やりがいを感じながら仕事をしています。

クライアントとの関係、 事務所内の関係をより強く

—今後の展望・若手弁護士の教育体制を教えてください。

高橋:仲間が多いことで活気が増し、取り扱うことができる案件の幅も広がりますので、人数は徐々に増やしていきたいと思っています。若手弁護士には、いろいろな案件を担当してもらい、様々な分野の知見・経験を積める環境を整えています。

ソシアス総合法律事務所

弁護士数:5名(2024年11月末現在)
 代表弁護士:高橋 聖(第一東京弁護士会)
 〒150-0013
 東京都渋谷区恵比寿4-20-7
 恵比寿ガーデンプレイス センタープラザB1
 TEL:03-6416-9416
 URL:https://www.socius.gr.jp/

弁護士法人淀屋橋・山上合同

プロフェッショナル × 最先端の追求



当事務所は、創業から60年以上の歴史を持つ、大阪・東京を拠点とする総合法律事務所です。

当事務所は、「世界中の人々のあらゆる法的ニーズに応える」を事務所理念として掲げ、現在に至るまでに、隣接法律専門職種の確保・連携、留学を含む海外への弁護士の派遣や官公庁・企業への出向等により、様々な顧客のニーズに対応できるよう、法的サービスの範囲を広げ、事務所理念の実現に向けて努力してきました。

あらゆる法的ニーズへの対応

当事務所は、日々の法律相談から訴訟等の紛争に至るまで、顧客のあらゆる法的ニーズに迅速かつ確実に対応します。企業法務や紛争対応以外にも、事業再生、不正調査、M&A、労務管理、知財戦略、新規事業の支援なども強みとしており、長年の歴史の中で培った専門性を強みに、「プロフェッショナル×最先端」を追求し続けています。

普遍的な法的ニーズである、企業法務支援や紛争対応に加え、インバウンド対応、ベンチャー支援、ヘルスケア法務、税務戦略、スポーツ法務など、様々な領域での支援実績も有しています。

当事務所に所属する弁護士

当事務所には、日本国内の企業、公的機関を含む官公庁への出向経験を有する弁護士、海外での職務経験を有する弁護士等多様なバックグラウンドを有した弁護士が所属しています。

スタートアップ企業を含む事業会社、さらには、地域経済活性化支援機構(REVIC)等の公的機関や、金融庁・内閣府等の官公庁へ出向した弁護士より、時代に合わせた法務ニーズのフィードバックを受

け、クライアントへの還元を行っています。また、裁判官や検察官の経験を有する弁護士や大学教授も在籍し、複雑な訴訟や不祥事案件への対応も得意分野としております。

また、当事務所の女性弁護士の在籍率は22.5% (2024年11月現在)と日本の弁護士女性比率19.8% (日本弁護士連合会、弁護士白書2023)よりも高くジェンダーの多様性を確保しており、近年は企業の社外役員に就任するなど活躍の場を広げています。

当事務所が提供するサービス

当事務所は、大阪発祥の事務所として、1000社以上の顧問先を有し、企業法務だけではなく、企業活動の中で生じ得る役員や従業員の個人のトラブルにも対応しています。

個別の案件対応だけでなく、クライアントの希望に応じて、顧問業務、勉強会の共催、企業への出向、訪問法律相談、メーリングリストによる最新の法務事情の提供、社内研修・セミナーの開催などを通じて、関係性を深め、クライアントが直面する課題にタイムリーに対応しています。

弁護士法人 淀屋橋・山上合同

Yodoyabashi & Yamagami Legal Professional Corporation

弁護士法人 淀屋橋・山上合同

弁護士数:71名(うち台湾弁護士1名)(2024年11月現在)
大阪事務所
〒541-0046
大阪府大阪市中央区平野町4-2-3 オービック御堂筋ビル9階
TEL:06-6202-3355(代表)
東京事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内2-3-2 郵船ビルディング4階
TEL:03-6267-1200(代表)
URL:https://www.yglpc.com/
Mail:info@yglpc.com

リアークト法律事務所

強い法務組織の構築を支援し、 M&A・資金調達・事業承継等の 新たなステージに合わせて伴走する法律事務所

クライアントと共創し、 共に成長するリーガルパートナー

弊所は、クライアントに対して問題解決のための最良の仕組みを構築し、解決の道筋を提案できる、唯一無二の事務所となることを目指して立ち上げた事務所です。

「リアークト」(「リーガル(Legal)」と「アーキテクト」(Architect)を組み合わせた造語)という事務所名には、あらゆる問題に対して法律を用いて解決の道筋を提供するという当事務所の意志が込められています。

当事務所が大切にしていることは、新たなIT技術を有意に使い分けながら、クライアントと適切な方法で密にコミュニケーションを取って信頼の維持増進に努めること、専門知識を有することはもちろん、弁護士として高い倫理観を持つこと、そして、時流を捉えつつ、クライアント、弁護士の双方が行う新たな挑戦を促進することです。

法務組織の構築やスモールM&Aのサポート

当事務所の特徴として、一般的な法律顧問業務を提供するだけでなく、法務組織の構築支援やスモールM&Aの支援を行っていることが挙げられます。

法務組織の構築支援とは、

- ①法務組織(法務部)がなく、これまでは経理部・総務部等の他部署がどうにか法務を担当していたものの、そろそろ法務部を作りたいという会社において、どのように法務組織を構築していけばよいかをアドバイスしたり、
- ②「法務部」という組織はあるものの、想定していた運営ができていないような会社に対して、法務



部のあり方や組織運営の方法をアドバイスするサービスです。中小企業から上場会社のグループ会社等、会社規模、人員、業務に応じて最良の法務組織を構築し、運営するための各種支援を行っています。

また、変化が激しい現代において、企業の新たな進化を促すM&Aは、大企業だけでなく、むしろ、中小企業にこそ必要であると考えています。そこで、中小企業の事業を買いたい、売りたい等の意向を正しく実現するために、法的な視点にとどまらず、ビジネス的な観点も勘案したスモールM&Aに係る総合的な支援を行っています。

そのほか、当事務所では、多数の訴訟事件を取り扱うほか、事業者の破産事件に強みを有しています。また、創業社長(オーナー社長)の退任(事業承継)や廃業はもちろん、将来の相続に向けた信託構築のご相談など、社長の懐刀としてあらゆる相談に対応しています。



リアークト法律事務所
弁護士数:2名(2024年11月末現在)
代表弁護士:鈴木克哉、松下翔(いずれも第一東京弁護士会)
〒102-0073
東京都千代田区九段北4-1-5 市ヶ谷法曹ビル602
TEL:03-6261-1161
URL:https://learcht.com/

弁護士法人 Y&P 法律事務所

大手税理士法人、コンサル会社と連携したM&A、株式関連業務、民事信託、相続・事業承継分野等の総合型サービスを提供

組織概要

当事務所は、国内最大級の税理士法人である山田&パートナーズおよび東証プライム上場の総合コンサルファームである山田コンサルティンググループ株式会社のそれぞれと緊密に連携、協業しており、各組織の関連業務について法務の側面から業務提供・サポートを行っています。

上記各連携を生かし、M&A 組織再編、株式紛争、民事信託、相続事業承継、税務、海外資産関連業務を得意分野としています。

役務提供実績

M&A 関連業務につき、税理士・コンサルタントと連携して恒常的に対応しており、知見が蓄積されております。プランニングの段階からも関与することで、税務、財務、法務等の観点から総合的なアドバイスを行い、顧客企業にとって最適な方策をご提案しております。

また、M&A や組織再編前の段階において、株価算定、税務検証等を行いながら、少数株主との株式買取交渉代理、スクイズアウト等を実施し、顧客企業に代わって分散株式集約等関連サービスにも力を入れています。

顧客企業ないし企業オーナー等の保有する海外資産につき、移転・承継に伴い生じる法的手続きについて、アメリカ、中国、シンガポール等の東・東南アジアの税理士法人コンサル会社の海外支店、現地専門家と連携しながら、現地法、言語の壁によりお悩みの顧客の問題に対処しています。



弊所の今後の展開

ファミリーガバナンスサービスに注力しており、株式を次期後継者に単独相続させるのではなく、分散した状態を維持しつつ、株主間契約・信託・種類株などを利用して、ファミリー全体で事業を支える仕組みを構築しています。

株主間契約書作成業務は、M&A でのマイノリティ出費・合弁会社組成・投資契約・ファミリーガバナンス組成のご相談が増え、ニーズが高まっていることから、迅速な対応かつ各顧客の状況に応じたオーダーメイドの契約書の作成対応を行っています。カーボンニュートラル関連業務について、今後のさらなる顧客ニーズの高まりに備えています。

弁護士法人 Y&P 法律事務所
 弁護士数:21名(2024年11月現在)
 代表弁護士:平良明久(東京弁護士会)
 〒100-0005
 東京都千代田区丸の内1-8-1
 丸の内トラストタワーN館9階
 TEL:03-6212-1663
 URL:https://www.y-p-law.or.jp/
 Mail:info@yp-law.or.jp

書籍紹介 & セミナー紹介

BOOKS & SEMINAR

●杜若経営法律事務所

就業規則の法律相談I・II
杜若経営法律事務所 [編著]



見落としや誤解がありがちな事項を中心に設問をセレクトし、紛争の未然防止に役立つ120余りの「規定例」を掲載。

※画像はI巻

I 5,170円(税込) / II 5,280円(税込)
2024年1月
株式会社青林書院
I A5判/360頁 / II A5判/368頁

人事・労務トラブルのグレーゾーン70
杜若経営法律事務所 [著]



休業・休職、ハラスメントと懲戒処分、退職・解雇・雇止めをはじめ、テレワークや定年再雇用など近年注目のテーマを掲載。

3,520円(税込)
2023年3月
株式会社労務行政
A5判/296頁

教養としての「労働法」入門
向井 蘭 [編著]



労働法制の歴史や世界の労働法制との比較をしながら、労働時間、休暇、配転、解雇などの労働法が定めるルールを解説。

2,200円(税込)
2021年3月
株式会社日本実業出版社
四六判/336頁

●スパークル法律事務所

最先端をとらえる ESGと法務
第一東京弁護士会
総合法律研究所 [編著]



企業経営・成長に欠かせない取り組みとして注目されるESGをテーマとして、ビジネス等各種場面でのESGの位置付けや解釈、活用について解説している本です。

3,850円(税込)
2023年3月
清文社
A5判/392頁

書式 会社訴訟の実務
一訴訟・仮処分の申立ての書式と理論
武井洋一・浦部明子・三谷革司・伊藤一哉・杉田由貴・渡邊和之 [編]



「第一東京弁護士会総合法律研究所会社法研究会」所属の弁護士が中心となって、会社訴訟理論を詳細に分析するとともに、実務家が必要とする多様な書式例を示しつつ一冊として解説しています。

7,260円(税込)
2021年4月
民事法研究会
A5判/663頁

●弁護士法人GIT法律事務所

グローバル内部通報制度の実務
弁護士法人GIT法律事務所 [著]



グローバル内部通報制度を導入・運営するための施策を提示。制度導入から主要国の現地法規制の留意点、GDPR対応、海外拠点での不正調査・対応まで解説。内部通報規程のひな型付。

3,520円(税込)
2022年4月
中央経済社
A5判/272頁

●弁護士法人レオユニテッド銀座法律事務所

実務が変わる! Q&A 民事裁判手続IT化
東京弁護士会法友会 [編] [共著]



法制審議会民事訴訟法(IT化関係)部会の中間試案まで盛り込み、最新の制度を余すことなく網羅し解説。今後IT化されていく民事裁判実務に対応するための実践の手引書。

3,630円(税込)
2021年4月
ぎょうせい
A5判/296頁

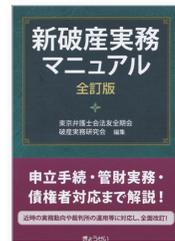
パワーハラスメント実務大全
東京弁護士会
法友会 [編著] [共著]



パワハラに関する体制整備、紛争予防対応やトラブルの事案解決のために使用者側が把握、対応すべきパワーハラスメントに関する事項を網羅した実践的専門書。

4,510円(税込)
2021年4月
日本法令
A5判/499頁

新破産実務マニュアル(全訂版)
東京弁護士会法友会
破産実務研究会編集 [共著]



平成29年改正民法、民事執行法等、最新の法令・実務に対応。破産申立て、免責・復権、管財実務、債権者対応など、広範な破産手続の実務面を網羅する専門書。

5,170円(税込)
2023年2月
ぎょうせい
A5版/480頁

●弁護士法人樋口国際法律事務所

ポイントがわかる! 国際ビジネス契約の基本・文例・交渉
樋口一磨 [著]



秘密保持、売買・供給、販売店・代理店、生産委託という登場頻度の高い国際契約につき、標準的な条項例、立場に応じた留意点、交渉のコツまで、ポイントをわかりやすく解説。

3,190円(税込)
2019年9月
日本加除出版
A5判/272頁

中小企業法務のすべて(第2版)
日本弁護士連合会
日弁連中小企業法律支援センター [編]
(樋口一磨が執筆として参加)



中小企業支援において必要不可欠な法務全般に関し、経験豊富な弁護士により詳細かつ網羅的に解説した実務書。

4,400円(税込)
2023年2月
商事法務
A5判/392頁

●弁護士法人淀屋橋・山上合同

インバウンドビジネス法務Q&A
土田道夫・大林良寛・金大樺 [監修]
弁護士法人淀屋橋・山上合同 [編]
仲井 晃・大川恒星・玉置菜々子・増山 健 [編著]



受任一般、日本国内進出、不動産、人事労務、紛争に関する法務・税務の論点をQ&Aで解説。弁護士をはじめ、周辺産業の実務に役立つ情報を掲載。英文レターのサンプル付。

3,960円(税込)
2024年12月
中央経済社
A5判/316頁

●AI-EI法律事務所

DIVERSITY AND INCLUSION
松井博昭、植木麻里、面山 結 (日本法パート) [著]



ダイバーシティ&インクルージョンをテーマにした法律論文誌。日本法パートではハラスメント規制の概要(Outline of Harassment Regulations in Japan)について英文で解説。

Webサイトで公開中
2024年7月
LEXOLOGY
N/A

Chambers Employment 2024
松井博昭、植木麻里、面山 結 (日本法パート) [著]



労働法をテーマにした法律論文誌。日本法パートでは、時間外労働の上限規制、配転命令、無期転換ルール、フリーランス新法の施行、ハラスメント規制、競争禁止義務、自由意思論。

Webサイトで公開中
2024年9月
Chambers
1023頁

Chambers Technology & Outsourcing 2024
松井博昭、竹腰幸綱、中野裕朗、古川琢磨 (日本法パート) [著]



テクノロジー&アウトソーシングをテーマにした法律論文誌。日本法パートでは職安法、派遣法、近時施行されたフリーランス新法の概要について英文で解説。

Webサイトで公開中
2024年10月
Chambers
265頁

アクアシス法律事務所

弁護士数:14人(2024年10月時点)
〒100-0011
東京都千代田区内幸町2-1-6
日比谷パークフロント19階
TEL:03-6824-7500
URL:https://aquaxislaw.com/

「クライアントの課題に集合知を駆使し、当事者意識をもって真摯に対応・解決する」というミッションのもと、多様な価値観を尊重し、チームでクライアントの法務課題の解決に貢献します。

●フォーサイト法律事務所

IPO実践ケーススタディ(第2版)
日本IPO実務検定協会、EY新日本有限責任監査法人、フォーサイト総合法律事務所、あいわ税理士法人、宝印刷株式会社、M'sGAパートナーズ事務所[編]



5,060円(税込)
2024年11月
中央経済社
A5判/412頁

短期間でIPO準備の実践能力を身につけるため、監査法人、弁護士、公認会計士、税理士、印刷会社の各専門家がケーススタディによりIPO準備実務を解説。希望の第2版。

ケース別 民事訴状作成マニュアル
一訴状例から証拠まで—
民事裁判訴状実務研究会(美和 薫執筆参加)[編著]



24,200円(税込)
2024年4月
新日本法規
B5判/1950頁

民事裁判手続のIT化をQ&A方式で解説の上、実務で頻出の訴状はもとより執行・倒産、知財、行政訴訟等の約300件に及ぶ文例を掲載し、実務的な解説がなされています。

ケース解説 休職・休業・復職の実務と書式
一制度設計と運用のポイント—
浅井 隆(山本佑執筆参加)[編著]



5,280円(税込)
2024年4月
新日本法規
A5判/358頁

人事労務に精通した弁護士が、最新の裁判例を踏まえて、休職の要件や休職中の処遇、復職、期間満了退職等に関する規程整備及び運用上の留意点を解説し、必要な書式例を掲載しています。

●桃尾・松尾・難波法律事務所

法学部生のためのキャリアエデュケーション
松尾剛行[著]



2,420円(税込)
2024年3月
有斐閣
四六判/206頁

学習院大学法学部でキャリア教育を担当する特別客員教授として、法学部生、若手弁護士、若手法務担当者らに向け、AI・リーガルテック時代のキャリアを分かりやすく紹介しています。

サイバネティック・アバターの法律問題
-VTuber時代の安心・安全な仮想空間にむけて-
松尾剛行[著]



3,300円(税込)
2024年12月
弘文堂
A5並製/264頁

メタバースのAvatar、VTuber、身代わりロボット等のAvatarの法律問題を総合的に検討します。VTuberに関する裁判例の包括的検討等、実務的な解説を盛り込みました。

独占禁止法
ビジネスに活かす事案からの教訓
向 宣明・南部利之[著]



6,050円(税込)
2024年10月
中央経済社
A5判/448頁

事実認定で重要視された「証拠」に焦点をあて、14の事案の徹底的な検討から日常のビジネスに潜む独占禁止法リスクを感じとる感覚を体験します。

●ベンチャーラボ法律事務所

ビジネス常識としての法律
(第4版)
堀 龍児、淵邊善彦[著]



1,430円(税込)
2024年2月
日本経済新聞出版社
新書判/328頁

企業法務の重要改正をそうざらい。リーガルテックの動向までわかりやすく解説。単なる法令のダイジェストにおわらず、ビジネスパーソンがリーガルセンスを身につけ、法的リスクを感じ取り、問題が起きそうなときも適切な対応をとれるように基本行動から説明する。

実践 会社役員のための法務ガイド
淵邊善彦[著]
木村容子[作画]



3,740円(税込)
2021年8月
中央経済社
A5判/304頁

主に役員が知っておくべき企業法務に関する50のテーマを厳選。ビジネスの現場で活用できる法的な知識や、事業を進める上でのリーガルセンスを身につけることができるガイド。

困った時にすぐわかる!トラブル対策のコツ
経営者になったら押さえておくべき法律知識
淵邊善彦[著]



1,980円(税込)
2021年3月
第一法規
四六判/160頁

企業の成長過程でよくある法的トラブルの場面別に、ストーリーによる事例、解説、重要法令、チェックリストで学び、最低限押さえておくべき法律知識がわかる基本解説書。

●弁護士法人イノベントピア・弁理士法人イノベントピア

知財法務を知る
一重要テーマとその実践
小泉直樹[編著]



4,840円(税込)
2024年12月
有斐閣
A5判/400頁

知財法務担当者や若手弁護士・若手弁理士に向けて、著作権・特許・不正競争・意匠・商標・知財戦略・知財経営の各トピックを、第一線で活躍中の専門家が一章読み切りでわかりやすく解説しています。

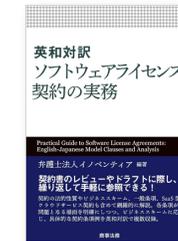
役員・経営者のための知的財産Q&A
弁護士法人イノベントピア[著]



3,850円(税込)
2022年11月
中央経済社
A5判/312頁

特許、商標、著作権、意匠といった知的財産権から、データやノウハウといった広い意味での知的財産まで、役員・経営者として押さえておくべき法的及び実務上のポイントを弁護士・弁理士の立場からQ&A形式で解説します。

英和対訳
ソフトウェアライセンス契約の実務
弁護士法人イノベントピア[著]



3,960円(税込)
2021年2月
商事法務
A5判/384頁

特許ライセンスや商標ライセンスといった産業財産権に基づくライセンスと大きく異なる性質を持つソフトウェアライセンス契約の実務について、様々な商流を意識しつつ、日英併記のサンプル契約条項に基づき、実践的な解説をします。

●増田パートナーズ法律事務所

コーポレート・ファイナンスの法務
天野正人[編著]、山岸哲平[著]、瓜生 容[著]、植木悠介[著]



4,950円(税込)
2023年12月
中央経済社
A5判/400頁

各成長ステージにおける企業のエクイティ・ファイナンス法務と組織再編に伴う論点を押さえる。8月31日公表の企業買収における行動指針にも言及。事例分析も豊富に掲載。

遵守の強制から誇りある行動を導く
エモーショナルコンプライアンス
増田英次[著]



3,520円(税込)
2021年7月(改訂版は2025年3月刊行予定)
中央経済社
A5判/260頁

VUCA時代に適応するコンプライアンス体制の構築に必要な取り組みを解説。「エモーショナルコンプライアンス」という新手法で内発的動機に基づいて不正を防止する。

最新法務省令対応
令和元年会社法改正のポイントと実務への影響
徳本 穰ほか[編著]



4,400円(税込)
2021年3月
日本加除出版
A5判/396頁

弁護士・公認会計士・税理士等の実務家や各界の専門家、新進気鋭の研究者、総勢24名が、会社法改正の実務への影響を読み解く。最新法務省令を含めた実務への影響への理解は、この1冊で。

遠藤輝好法律事務所

弁護士数：1名
〒101-0051
東京都千代田区神田神保町1-7-12
巖松堂ビル9階(最寄駅:神保町駅)
TEL:03-3518-9951
URL:https://eklo.jp/

Plain living and high thinking.
—華美を求めず「高らかに思考する」—

学生が気軽に質問に来られるような「学生ラウンジ」のような事務所です。

●光和総合法律事務所

法律要件から導く論点整理
景品表示法の実務
渡辺大祐〔著〕



6,050円(税込)
2023年12月
第一法規
A5判/512頁

景品表示法の最新実務を把握するうえで重要な告示・運用基準について徹底解説。法律相談や訴訟実務といった弁護士の「法律実務」で活用できるよう、条文の法律要件ごとに問題となる論点を整理した実務解説書。

データ利活用とプライバシー・個人情報保護(第2版)
渡辺涼介〔著〕



4,950円(税込)
2023年5月
青林書院
B6判/315頁

データの「利活用」とプライバシー・個人情報の「保護」を調和させる観点から、実務のポイントと具体的取組(最新の事例108)を詳説。

官民共創のイノベーション
規制のサンドボックスの挑戦とその先
中原裕彦・池田陽子〔編著〕
坂下大貴〔著〕(第3章事例③)



2,420円(税込)
2024年2月
株式会社ベストブック
B6判/355頁

新しい技術やビジネスモデルの社会実装に向けて実証を行い、得られたデータを規制の見直しに繋げる規制のサンドボックス制度の活用方法等を官僚らが解説・提言する。

●弁護士法人Y&P法律事務所

事業承継インデックス
(令和6・7年版)

弁護士法人Y&P法律事務所、税理士法人山田&パートナーズ〔著〕



1,870円(税込)
2024年10月
税務研究会出版局
A5判/260頁

「インデックス」シリーズの最新版。親族内の自社株承継や人的事業承継、第三者に対するM&AやIPOまで含めた広い意味での「事業承継」に関わる税務、法務その他の周辺知識をコンパクトな表組にして見やすくまとめた一冊。

医療法人M&Aの実務Q&A

弁護士法人Y&P法律事務所、税理士法人山田&パートナーズ〔編〕上田 峰久〔責任編集〕



3,850円(税込)
2024年5月
中央経済社
A5判/340頁

医療法人のM&Aについて、会計、税務、法務、労務、行政手続を売手、買手双方から解説。医療法人の経営者や実務担当者、税理士、公認会計士、弁護士に有用な知識を提供。

国際相続の税務・手続Q&A
(第4版)

税理士法人山田&パートナーズ〔著〕



5,500円(税込)
2023年9月
中央経済社
A5判/520頁

国際間で相続が行われた場合の日本および主要15か国での税制・手続を開設。第4版では第3版以降の改正を反映すると共に、韓国、タイ、カナダを追加。主要国の税制一覧表付。

●中央経済社の書籍

書籍・雑誌・電子書籍ご購入、これから出る本の紹介は

ビジネス専門書Onlineへ!

<https://www.biz-book.jp/>



弁護士法人レオユナイテッド銀座法律事務所

セキュリティ・クリアランスと情報管理措置(物理的・人的措置)及びフォレンジックの活用

〔講師〕大木怜於奈
〔開催日時〕配信中

〔開催場所〕WEB
〔参加費〕無料

〔お問い合わせ〕株式会社FRONTEO

URL <https://legal.fronteo.com/flp/leo-utd-ginza/webinar001>

Security Days Spring 2025

〔講師〕大木怜於奈 他多数
〔開催日時〕2025年3月11日(火)~14日(金)

〔開催場所〕JPタワー ホール&カンファレンス(KITTE 4F)
〔参加費〕無料 ※事前登録制

〔お問い合わせ〕(株)ナノオプト・メディア

ECONOSEC JAPAN 経済安全保障対策会議・展示会

新たな国際秩序と企業の経営戦略への指針

〔講師〕大木怜於奈 他多数
〔開催日時〕2025年9月11日(木)・12日(金)
10:00~17:00

〔開催場所〕東京都立産業貿易センター 浜松町館
〔参加費〕10,000円(税込。但し、招待券持参者および事前登録者は無料)※予定

〔お問い合わせ〕時事通信社 展示会事務局

電話番号 03-5843-6975 (代)

URL <https://www.econosec.jp/>

シティユウワ法律事務所

第98回CY法務セミナー「インド法務セミナー」

〔講師〕谷友輔
〔開催日時〕2025年2月6日(木)
14:00~15:00

〔開催場所〕WEB
〔参加費〕無料

〔お問い合わせ〕シティユウワ法律事務所

E-mail seminar@city-yuwa.com

URL <https://www.city-yuwa.com/seminars/>

第99回CY法務セミナー「中小企業のM&A(仮)」

〔講師〕藤田直佑
〔開催日時〕2025年3月27日(木)
14:00~15:00

〔開催場所〕WEB
〔参加費〕無料

〔お問い合わせ〕シティユウワ法律事務所

E-mail seminar@city-yuwa.com

URL <https://www.city-yuwa.com/seminars/>

第100回記念CY法務セミナー

「企業の法務担当社員と民事裁判―裁判上の和解手続への対応を中心として 元裁判官から見た企業法務3」

〔講師〕大竹たかし
〔開催日時〕2025年4月17日(木)
14:30~16:00

〔開催場所〕東京(対面開催)
〔参加費〕無料

〔お問い合わせ〕シティユウワ法律事務所

E-mail seminar@city-yuwa.com

URL <https://www.city-yuwa.com/seminars/>

フォーサイト法律事務所

経営幹部のためのIPO実践講座 —上場審査の重要論点から考えるIPO成功ポイント— コーポレートガバナンス	
[講師] 深町周輔 [開催日時] 2025年1月16日(木) 13:00~14:30	[開催場所] 東京金融ビレッジ、WEB [参加費] 15,000円(税込)

[お問い合わせ] 一般財団法人会計教育研修機構
電話番号 03-3510-7863
URL https://jfael.or.jp/practical/seminar/ipo-practical_2024

経営幹部のためのIPO実践講座 —上場審査の重要論点から考えるIPO成功ポイント— コンプライアンス	
[講師] 由木竜太 [開催日時] 2025年1月16日(木) 14:45~16:15	[開催場所] 東京金融ビレッジ、WEB [参加費] 15,000円(税込)

[お問い合わせ] 一般財団法人会計教育研修機構
電話番号 03-3510-7863
URL https://jfael.or.jp/practical/seminar/ipo-practical_2024

IPO経営人材育成プログラムFUKUOKA 上場に向けたコーポレート・ガバナンスの構築	
[講師] 大村 健 [開催日時] 2025年3月5日(水) 17:00~19:00	[開催場所] Fukuoka Growth Next 1Fイベントスペース (福岡県福岡市中央区大名2-6-110) [参加費] 1社あたり 10,000円(税込)

[お問い合わせ] 福岡市、証券会員制法人福岡証券取引所、
株式会社ふくおかフィナンシャルグループ、
株式会社西日本フィナンシャルホールディングス、
株式会社東京証券取引所/株式会社日本取引所グループ
URL <https://reg34.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=mamf-mcsekj-7774fa7d53377617a84140ad130e5526>

桃尾・松尾・難波法律事務所

【無料ウェビナー】若手法務必見!契約書審査の落とし穴 よくある失敗事例とその回避策 ～「実務の落とし穴がわかる! 契約書審査のゴールデンルール30」から～	
[講師] 松尾剛行 [開催日時] 2025年4月15日(火) 12:00~13:00	[開催場所] WEB(ライブ配信/アーカイブ配信) [参加費] 無料

[お問い合わせ] 弁護士ドットコム株式会社
E-mail bllibrary-info@bengo4.com
URL <https://www.businesslawyers.jp/seminars/408>

若手法務担当者&若手弁護士のためのキャリア入門 「法学部生のためのキャリアエデュケーション」から学ぶ	
[講師] 松尾剛行 [開催日時] 2024年4月26日収録(配信中)	[開催場所] WEB [参加費] 2,200円(書籍代・書籍送料込み)

[お問い合わせ] Business & Law 合同会社
E-mail seminar@businessandlaw.jp
URL <https://businessandlaw.jp/seminar/k180275788mt/>

山下総合法律事務所

海外子会社におけるリスクマネジメントへの具体的実践策	
[講師] 山下聖志・巖 逸文 [開催日時] 2025年1月27日(月) 13:00~17:00	[開催場所] 会場(東京)・WEB [参加費] 会員 38,500円(本体 35,000円) 一般 41,800円(本体 38,000円)

[お問い合わせ] 一般社団法人企業研究会
電話番号 03-5834-3920
URL <https://form.bri.or.jp/public/seminar>

会社法・金商法・市場ルールの基本知識とコーポレートアクションへの適用実務(仮)	
[講師] 山下聖志 [開催日時] 2025年2月28日(金) 13:30~17:00	[開催場所] 会場(東京)・WEB [参加費] 未定

[お問い合わせ] 株式会社プロネクサス
電話番号 03-5777-3110
URL <https://ps.pronexus.co.jp/contact/inquiry/>

上場会社における株主対応の実務(仮)	
[講師] 小菌江有史 [開催日時] 2025年3月12日(水) 14:00~17:00	[開催場所] 会場(東京)・WEB [参加費] 未定

[お問い合わせ] 株式会社プロネクサス
電話番号 03-5777-3110
URL <https://ps.pronexus.co.jp/contact/inquiry/>

弁護士法人イノベンティア・弁理士法人イノベンティア

イノベンティアモーニングブリーフ 裁判例から見る先使用権の立証(仮)	
[講師] 三品明生 [開催日時] 2025年1月29日(水) 7:30~9:00	[開催場所] WEB [参加費] 無料

[お問い合わせ] 弁護士法人イノベンティア
電話番号 03-6261-6581
URL <https://innoventier.com/>

光和総合法律事務所

光和総合法律事務所／株式会社FRONTEO共催セミナー 不正調査の最新動向 有事対応発生時における企業担当者の注意ポイントと平時の心構え	
[講師] 白井 真、野原俊介、森 大輝、渡辺大祐 [開催日時] 2025年1月29日(水) 16:00～19:45	[開催場所] ステーションコンファレンス東京(東京都千代田区丸の内1丁目7番12号 サビアタワー 6階) [参加費] 無料

[お問い合わせ] 株式会社FRONTEO
 電話番号 03-5463-6350
 E-mail seminar_info@fronteo.com
 URL https://legal.fronteo.com/event_20250129-ks

いわゆる「健康食品」と表示について(課題と今後の方向性) ・いわゆる「健康食品」の表示と機能性表示食品の今後 ・健康食品と景品表示法	
[講師] ＜いわゆる「健康食品」の表示と、機能性表示食品の今後＞ 一般社団法人Food Communication Compass代表 森田満樹 ＜健康食品と景品表示法＞ 光和総合法律事務所 渡辺大祐 [開催日時] 2025年1月中旬から3カ月程度配信	[開催場所] オンデマンド講座 [参加費] 8,800円(税込)

[お問い合わせ] 一般社団法人食品表示検定協会
 URL <https://www.shokuhyoji.jp/>

健康食品表示規制研究会第5回セミナー 相次ぐステマ広告への行政処分と事業者がとるべき広告対策	
[講師] 渡辺大祐など全3講座 ※他は宮城大名誉教授・池戸重信氏「食品表示の今後」(仮)、広告表現研究会代表・山本浩二氏「健康食品広告の問題事例」(仮) [開催日時] 2025年1月31日(金) 13:15～16:40 (渡辺は14:30～15:30 ※質疑応答5分含む)	[開催場所] 全水道会館中会議室(東京・水道橋) [参加費] 16,500円 (税込※このほか年6回会員受講制もございます)

[お問い合わせ] 株式会社ヘルスビジネスメディア
 電話番号 03-3839-0751
 E-mail ajita@health-mag.co.jp

[ビジネス法務2025年3月号 特別付録]

BUSINESS LAW FIRMS 2025

[発行所]

 中央経済社

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-35
 Tel 03-3293-3375 Fax03-3291-5127
 URL <https://www.chuokezai.co.jp>

表紙・本文フォーマットデザイン／伊藤尚彦
 DTP／志岐デザイン事務所